

子ども家庭福祉に関し
専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関する
ワーキンググループ
第2回議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ
第2回議事次第

日 時：令和2年2月19日（水）09:00～12:00

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14C

1. 開 会

2. 議 事

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方について

3. 閉 会

○國松虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、小島委員及び才村委員から御欠席の御連絡をいただいております。また、西澤委員からは、遅れて出席される旨の御連絡をいただいております。増沢委員におかれましても、遅れて到着される見込みとなっております。

前回のワーキンググループで御出席いただきました委員の皆様は、御紹介させていただいたところでございますけれども、前回御欠席されておりました委員の御紹介をさせていただきますと思います。

まず、藤林委員でございます。よろしくお願いたします。

また、今回、全国知事会から御推薦の委員の変更の申出があり、廣中委員に代わり、今回から園田委員に御出席いただいております。

○園田委員 園田でございます。よろしくお願いたします。

○國松虐待防止対策推進室室長補佐 また、事務局につきましては、座席表を御覧いただくことをもって御紹介に代えさせていただきたいと思いますが、本日、公務の関係で遅れての出席、途中の出入りがありますことをお許しいただければと思います。

恐れ入りますが、写真撮影等につきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより先の議事につきまして山縣座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山縣座長 改めまして、皆さん、おはようございます。この間、期間が空いてしまったこと、本当に申し訳ありませんでした。第2回の会議になります。よろしくお願いたします。

まず、事務局のほうから、資料等の確認、よろしくお願いたします。

○國松虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、資料を確認させていただきます。

配付資料ですが、

資料1 第1回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループにおける主な指摘事項

資料2 資格の在り方に係る論点

となっております。

続きまして、構成員提出資料といたしまして、安部委員、江口委員、宮島委員から御提出いただいた資料をおつけしております。

また、参考資料としまして、

参考資料1 資格の例

参考資料2 資格の取得方法の例

参考資料 3 委員からお求めのあった資料

参考資料 4 児童福祉司の専門職採用実施状況

参考資料 5 児童虐待防止対策の状況について

参考資料 6 児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について

参考資料 7 「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」の設置について
となっております。

資料の落丁等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料につきましては、以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。資料のほう、よろしいでしょうか。もし途中で気がつかれた場合も、自由に手を挙げていただいたらありがたいと思います。

では、本日の議事のほうに入っていきたいと思っておりますけれども、今回、事務局のほうで準備していただきましたのは、資料 1 と 2 になります。まず、前回の議論を踏まえて、今回、特に議論すべき点というのをまとめさせていただいておりますので、事務局のほうから必要資料を交えて説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○柴田虐待防止対策推進室長 まず、「第 1 回ワーキンググループにおける主な指摘事項」について、資料 1 にまとめておりますので、こちらから御説明させていただきます。資料 1 を御覧ください。

「1. 児童相談所等の専門職の抱える課題について」、「マニュアルの偏重になっているのではないか」という御指摘をいただいております。

主な指摘を下に書いていますが、「マニュアルを重視した支援が展開され過ぎている」ということや、「チェックリストに頼ってきたソーシャルワークの問題は非常に大きい。そして、イギリスでは、虐待事件を契機に政府から現場への業務指令が相次ぎ、組織防衛的になり、やる気を失わせた。現在の日本の状況は、非常に似ているのではないか」という御指摘。そして、「人が足りず、事例の共有や経験の積み上げができていない現場がある」という御意見をいただいております。

下の丸で、「組織の中での専門職の継続性やキャリア形成が担保されていないのではないか」ということで、主な指摘として、「児相の職員は公務員であり、3～4年で異動してしまうために、研修しても積み上げができない。公務員制度の中で、どうやって定着させるか議論すべき」、あるいは、「公務員人事の中で研修して2～3年、それなりに実力をためても、異動でいなくなってしまう、積み上げがない」という御意見をいただいております。

資料の右側をご覧ください。「2. 資格化を含めた資質向上の在り方について」、「専門性を客観的・普遍的に評価できる仕組みが必要ではないか」ということで、主な指摘を下に載せています。

「資格があれば、外から客観的に評価できる。プロ意識が担保される」という御意見。「児相だけでなく、専門性を共通に担保できる仕組みは何かということが重要」、さらには、「キャリアを積み上げながら処遇を高めていく仕組みがポイントになるのではないか」という御意見。「家裁調査官のような仕組みが必要ではないか」という意見。「10年選手に何らかのインセンティブを付与する制度設計が必要ではないか」、「児童福祉司で基礎ができていない人には、研修だけでは不十分であり、資格が必要」、「業務独占の資格があれば、自治体を縛ることができるのではないかとすることは考えるべき」という御意見をいただいています。

次のページをお開きください。続きまして、「組織として専門性が継続できるキャリア形成・人事政策が必要ではないか」という御意見。

主な指摘としては、「個々の職員の資質向上だけでなく、児相全体としての資質向上を促す仕組みが重要」、「大都市だけでなく、人口1～2万人の自治体でもきちんとプロが置かれ、仕事ができるようにするために検討すべき」、「教えられるベテラン層を担保していくシステム作りが急務でないか」、「実務経験2年程度の児相長では専門性が足りないのではないか」、「専門職採用を積極的に自治体に取り組んでいくことが必要ではないか」、「色々な立場のソーシャルワークの経験は非常に意味がある」、「市と児相を異動できるような体制ができれば、相当違ってくるのではないか」、「自治体の人事政策について、積極的にこの場で提言していくべき」という御意見をいただいております。

右側ですが、「研修・養成プログラムの充実が必要ではないか」というところで、主な指摘として、「批判的振り返りを行う力を磨くことが重要」、「大学レベルの養成や実務者に資格を与えるための養成コースの中で、しっかりと教えられるようなプログラムの充実が必要」、「義務化研修は大切けれども、知識偏重になっているので、実践的な訓練が必要」、「まずは、義務化研修の内容を充実させることが必要ではないか」、「義務化研修を評価し、改善を図るべき」という御意見をいただいています。

3の「その他」として、「ソーシャルワークについての社会の認知度を高めていくべきではないか」ということで、「価値と大切さを社会がきちんと認識するように手を打つべき」や「ソーシャルワーカーは価値があり、魅力的な仕事で、そこでちゃんと仕事をし続けて伸びていけるということを、提言の中で言うべき」という御意見をいただいています。

資料1は、以上です。続いて、資料2を御覧いただきたいと思えます。

ただいま資料1で御説明させていただきましたが、第1回目のワーキンググループの議論におきましては、先ほどの資料1の2のところ、児童福祉司等の専門性を客観的・普遍的に評価できる仕組みを作るために何らかの資格が必要であるという御意見が多かったと認識しております。今回のワーキンググループは、平成30年の「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」の議論も踏まえて、具体的な議論を進めていくことが目的と考えております。

そのために、まずは資格といっても、今から御説明しますが、資料2に書かれているような資格の対象や資格の位置づけ、あるいは資格の取得方法や要件等につきましては、様々な内容が考えられ、各委員がお持ちの資格のイメージも一様でないと考えられますので、これらの項目に沿ってイメージを言語化・具体化し、どういうものであれば共通の認識を持つことができ、どういうものであればなかなか難しいのかといったことを、本日は具体的な御議論を賜りたいと思っております。

なお、今回は資格の在り方について御議論いただきますが、前回と間が空いて大変恐縮でございました。今日の御審議の状況によりますが、今後、夏の間整理に向けまして2～3回開催して、今、資料1で御紹介しました、例えば人事制度、人事異動の処遇、キャリアパス、自治体内での登用、自治体間や民間との人事交流の在り方、あるいは研修制度や養成プログラムの充実などにつきましても、御審議いただく方向で考えているところでございます。

資料2に再び目を戻していただきますと、一番上の箱に書いているように、児童家庭福祉におけるソーシャルワークに係る資格の在り方についてどのように考えるかという論点を掲げております。

まず、資格の対象ということで、どのような者を資格化の対象と考えるかです。例として、1つ目のポツは、児童家庭福祉分野においてソーシャルワークを担う者。2つ目のポツは、そのうちスーパーバイズも行えるような指導的なソーシャルワーカー。3つ目は、児童相談所の児童福祉司、児童相談所のスーパーバイザーということで、例として載せております。

また、※としては、多段階の資格とすることも考えられるかということで、第1回に増沢先生から、イギリスの資格制度の多段階のお話もあり、家裁調査官の例もご意見がありましたので、こういった※を付しております。

次に、資格の位置づけについてです。児童相談所における児童福祉司やスーパーバイザーの任用要件との関係上、この資格をどう位置づけるのかということ論点として記載しています。

そして、資格の取得方法や要件等として、資格制度を設ける場合に、資格の性格とか資格の取得方法（試験、養成、講習）、ほかのものもあると思いますので、「等」としております。そして、資格の取得に必要な要件として、履修科目、現場実習や実務経験等をどう考えるかということ、養成ルートをどのように考えるかということ論点として置かせていただきました。

次の菱形は、社会福祉士等の既存の資格との関係をどのように考えるかです。

一番下に、スケジュール等として、資格制度を設ける場合に、そのスケジュールや進め方をどのように考えるか。

そして、資格制度が一定程度普及するまでの間においても、児童相談所等でソーシャルワークを担当する者の資質向上を進めていく必要があるが、これをどのように考えるかと

しています。これらの論点について、本日は具体的な御議論を賜れればと考えております。

続きまして、参考資料1から4を御説明させていただきます。

まず、参考資料1を御覧ください。資格の例として、いわゆる独占資格とされているものについて、1ページ目に業務独占、2ページ目に名称独占資格、3ページ目に任用資格等々をつけております、御紹介させていただきます。

1ページ目、業務独占資格は、有資格者以外が携わることが禁じられている業務を独占的に行うことができる資格です。水色の箱に書いてございますように、国民の生命、健康、財産などを守ることにつながる業務について、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技術を取得していることを国または都道府県が確認する必要があるものということで、例として、医師、看護師、薬剤師などがございます。

2ページ目を御覧ください。名称独占資格は、有資格者以外はその名称を用いて業務を行うことが認められていない資格です。こちらも水色の箱に書いてございますように、一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保する必要があるものです。有資格者以外の者に対して、当該資格の名称を用いて業務を行うことを禁ずることによって、事業主や利用者等によって質の高い者の選択が容易になるというものです。例として、この下に掲げている、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師などがございます。

続きまして、3ページをお開きください。行政内部等の任用に当たりまして、有していることが求められる資格等として、家裁調査官、建築主事、障害者職業カウンセラーを例に挙げています。また、行政内部の任用資格ではございませんが、「等」ということで、法律上、資格が求められるものとして、介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成等を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）を例として記載しています。

また、その下の団体による認定資格と書いておりますが、この資格の箱の一番下の※のところ、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、全国のソーシャルワークの教育を行っている学校で組織されている学校連盟ですが、こちらが定めますスクールソーシャルワーカー教育認定課程を修了した者ということで御紹介しています。

そもそもスクールソーシャルワーカーは、文科省で定めている要領によると、真ん中に書いてあるように、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から実施主体が選考されているということでございまして、必ずしもこの認定課程というものが任用資格として求められているものではないと承知しています。なお、この日本ソーシャルワーク教育学校連盟が認定するスクールソーシャルワーク教育課程は、230時間程度と承知しています。この下段にある文科省の報告書、下から3行目の「教育相談等に関する調査研究協力者会議」報告において、この教育課程を修了した者がより適当であるということが書かれていますので、御紹介させていただきます。

続きまして、参考資料2を御覧ください。資格の取得方法の例を記載しています。

1つ目の丸は、大学等で必要な学科（実習を含む）を修めて卒業後、試験により取得す

る資格でございます。保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等が挙げられます。資格の取得方法としては、大学等で必要な学科を修めて卒業して、国家試験に合格した者が当該保健師となることができるとされているものです。

2つ目の丸は、行政機関内で一定の養成プログラムの下に現場の実務と研修を経て取得するものです。これは前回の第1回ワーキンググループでもご意見があった家庭裁判所調査官等がこの資格取得方法です。ここに簡単に書いていますが、家裁調査官補として採用された後に、見学等で初歩的な知識を習得する実務修習を経て、講義等での基礎的知識・技法を習得する前期合同研修（約3か月）を受講し、その後、指導者の調査を補助、そして実践的知識・技法を習得する実務修習を1年1か月行い、演習等で高度な知識・技能を習得する後期合同研修（約半年）からなる家裁調査官の養成課程を経て調査官に任命されるというものです。

3つ目の丸は、一定の実務経験を要件とした上で、試験により取得するものということで、建築主事等の例を挙げています。ここに書いているように、1級建築士試験に合格し、建築行政等における確認検査の業務に関して2年以上の実務経験を有する者で、国交大臣が実施する検定に合格した者が建築主事に任命されるというものです。

4つ目の丸は、一定の実務経験を要件とした上で、講習の受講により取得するもので、社会教育主事等を挙げています。大学卒業者等で社会教育関係の業務における3年の実務経験を経た者や、教員免許を有して教員等の職における5年間の実務経験を経た者等で、文科大臣の委嘱を受けた大学等が行う講習（150時間程度）を修了した者が社会教育主事に任命されるというものです。

一番下の丸は、一定の実務経験を要件とした上で、試験及び講習の受講により取得というもので、ケアマネ等の例を挙げています。ケアマネとしては、ここに書いているように、保健医療福祉分野における国家資格等に基づきまして業務を行う、または相談援助業務における5年の実務経験を経た者で、都道府県が実施する試験に合格し、都道府県が実施する実務研修の課程を修了した者が介護支援専門員になることができるというものです。

次ページ以降は、参考として、社会福祉士の資格の取得ルートを添付し、3ページには、現在、社会福祉士のカリキュラム改正の検討が行われているところですが、左側が見直し前、右側が見直し後のカリキュラム案の内容をつけています。

4ページ目が、そのカリキュラムの見直しの背景あるいは見直しの方向性、スケジュールです。社会福祉士の新しい教育課程は、4ページ目の一番下でございますが、2021年度より順次導入を想定していると承知しています。

5ページ目からが精神保健福祉士の資格取得ルートをつけています。6ページ目は精神保健福祉士もカリキュラムの見直しの検討を行っていますので、その見直しの前と見直し後を右側につけております。

7ページ目は、この教育課程の見直しの背景と、その方向性です。

スケジュールは、社会福祉士と同様、2021年度より、順次導入を想定していると承知し

ています。

続きまして、参考資料3を御説明させていただきます。参考資料3は、前回、松本座長代理からお求めのありました、自治体に配置されている有資格者の例を記載したものです。

1枚お開きいただきまして、こちらは、地方自治体に配置が義務づけられているものを中心に記載していますが、義務となっていないものも一部掲載しています。保健、医療、福祉関係の資格として、医師、保健師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士。また、先ほど御説明した建築主事、社会教育主事を例にとって記載しています。

左に有資格者、2番目に配置場所を書いています。医師や社会福祉士などは、こちらに記載している場所以外にも配置されている場所がありますが、ここでは代表的な例を書いています。

参考資料3は以上です。

参考資料4を御覧ください。2019年度において、児童福祉司の専門職採用の実施状況を調査した結果を載せています。左上の箱ですが、2020年度に任用予定の職員の採用において、福祉専門職採用を実施しているかどうかというアンケートを取ったところ、2019年度において児相を設置している70か所の自治体のうち、69か所が福祉専門職採用を実施しているという結果です。大分県以外の69か所で福祉専門職採用を行っているということでございます。

また、その内訳を下に書いていますが、①は、そのうち福祉全般に関する専門職。具体的には、括弧に記載していますが、児童家庭福祉関係以外に、例えば、高齢者福祉、障害者福祉、精神保健、生活保護等に配属される福祉専門職として募集しているところが58か所。

②として、児童家庭福祉関係に限定した福祉職、下の括弧に記載していますが、児相以外に、例えば、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、婦相等に配属される福祉専門職の採用が6か所。

③として、児童相談所に限定した専門職ということで、括弧に記載していますが、原則として児相に配属されるが、経験を積ませる等の目的で児相以外に配属されることもあり得るところが14か所となっています。

なお、※書きで書いていますが、この調査は、2019年度において児相を設置している自治体70か所における2020年の福祉専門職の採用に当たりまして、2019年度の採用実施状況を調査したものですので、過去に福祉専門職採用を実施していたけれども、2019年度は実施していない自治体は上記に含まれていないということで、時点を切り取って調査したものであるということで御理解を賜ればと思います。

また、※の2つ目に書いていますが、①と③には、両方の採用を行っているところが9自治体あり、重複があるということを念のため補足させていただきます。

この次のページに、福祉専門職採用におきまして、地方自治体が設けている受験資格の例を参考として記載しています。

例1は、児童福祉司の任用資格の一部を受験資格として列挙している例を載せています。

例2は、社会福祉主事。

例3は、児童福祉司の任用資格。

例4は、社会福祉士の資格を有する人。

※で書いていますが、このほか、社会福祉士や社会福祉主事とその他の資格との併用と
いったものがあるということでございます。

事務局からの資料説明は、以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

前は初めてということもありまして、全ての委員にほぼ指名に近い形で当時の御意見を伺いましたけれども、今回は、今、事務局から説明がありましたうちの資料2に該当する部分、資格の性格とか位置づけというところに議論を絞って、それぞれ御意見がある方を中心に展開していきたいと思います。

資料1にありました枠組みの部分、特に2ページ目になります資質向上の在り方につきましては、次回以降と考えておりますので、できるだけ資料2に関する資格の在り方についての御意見を伺いたいと思います。

それでは、御自由をお願いしたいと思います。3時間という長い時間ですので、疲れたあたりで少し休憩したいなと思っております。どうぞ。

○奥山委員 質問です。「対象」とか「位置づけ」などと資料に項目を書き添えてあるのですが、それぞれの項目ごとに議論するのではなくて、大ざっぱに全体とし議論するというのでしょうか。

○山縣座長 ごめんなさい。メモをしておきながら、それを言うのを忘れていました。均等な時間配分は無理だと思っておりますけれども、この4つぐらいをイメージしながら、上から順番に議論できたならと思っております。

では、まず資格の対象ということで、例として、これは事務局と私のイメージですから、限定してもらわない必要はないのですが、順番に狭めていって、最後は児童相談所のみとなっています。この辺の資格の対象についての御意見を伺いたいと思います。資料を頂いた委員、3人いらっしゃいますけれども、特に指名はしませんので、皆さん方の御意見のところで、必要があれば自分の資料を含めて説明いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

では、奥山委員、お願ひします。

○奥山委員 これからの子ども家庭福祉の中で、市町村が非常に重要になってくるわけで、市町村の子ども家庭福祉ということに関しても、しっかりと専門的に対応できる人を入れていかなければいけない。特に、市町村の場合、全部最初からは難しくても、少なくとも市町村の中にスーパーバイザー的な人が必要だろうと思ひます。

そういう意味でも、児童相談所に限った話と考えるのは、その方たちのキャリアを積んでいく上で、かえって狭める結果にもなりかねないと思ひますし、子ども家庭福祉の分野

全体と考えるべきだと思います。施設のファミリーソーシャルワーカーも、資格を持った方をできるだけ優先して入れるという形を取っていかれるべきだろうと思いますし、児童相談所だけに限るとするのは、余りにも今、狭過ぎると思いますというのが私の意見です。

とりあえず。

○山縣座長 今のところですけども、全て共通のというイメージですか。それともここで段階的に。

○奥山委員 まず、共通の全体の資格がないところに、一気にスーパーバイザーだけ資格というのはあり得ないと思います。

○山縣座長 そうじゃなくて、都道府県も市町村も施設も全部同じものをということなのか。

○奥山委員 いえ、そうではありません。業務独占資格のところに医師、看護師、薬剤師しか入っていないのですけれども、例えば理容師だって、美容師だって業務独占ですね。そういう形で、この人がこの子ども家庭福祉に関しての能力を持っている人ですという資格。その資格を持っている人をいかに雇うかということを考えるべきであると考えます。

○山縣座長 了解しました。分かりました。共通ということですね。

今の点も含めて、ほか、いかがでしょうか。宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

児童相談所に限るべきではないという意見は、私も全く同じです。児童相談所だけで子どもを守れるはずがないので、市町村が大事だという奥山委員の御指摘も、そこだけに限らずに、準公的な施設はもちろんのこと、これから民間の部分で多様に子どもと家庭を支えるという体制を作らなければいけませんので、全体を意識するものであるというのは当然だと思います。

一方で、基礎資格と、その資格があれば実力があるというものを一緒くたにしては議論できないと考えています。そのことも含めて、委員提出資料のほうには、先ほど示していただいた4つの論点よりも広がってしまいますけれども、私の出したもの、一番最後から見てくださいと、3ページにわたって作成させていただきました。

1つ目が、今日の論点の前に遡って、当たり前のことだと思いますけれども、このことを前提にしないで議論してしまうと空転してしまうのではないかと思われることを書き、今日の論点に沿った形で2枚目のものを書き。そもそも児童虐待とか子ども家庭福祉の対象となるのは、どういう事例なのだろう。いっぱい書くわけにはいきませんので、1つだけ挙げさせていただきました。

その中で、1回目の発言としては、19ページの2です。合意されていると思われる事項。新たな資格を創設するにしても、既存資格の活用を図るにしても、資格さえあれば、現場ですぐに十分な働きができるというものではない。対人援助の力量というのは、実際に基礎的なものの教育と訓練を受けることはとても大事ですけども、それをもって、現場に行って、すぐ仕事ができれば理想的ですけども、あり得ないと考えますので、奥山委員

が今言ってくださった、仕事ができる人を認定して、来れば仕事ができる。これは理想ですけれども、基本的にはあり得ない。現実的ではないと考えます。これは、今、私が申し上げるだけではなく、今までの議論ですっと考えられてきたことであろうと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。安部委員、どうぞ。

○安部委員 ありがとうございます。

奥山先生が言われるように、児童相談所だけではなくて、市町村も、ファミリーソーシャルワーカーもというのは賛成です。ただ、支援拠点のことを考えると、2020年までに全市町村設置と言っているけれども、現実的には1割ぐらいしか進んでいない。なぜかというところ、支援拠点を担うべき資格要件、資格の話と人数の話と、両方がなかなか達成できないというところで、拠点になって何が変わるか分からないというものもあるのですけれどもね。言いたいことは、人数の話は置いておいて、支援拠点の資格要件ですらクリアできていないのに、新しい資格をどんなふうに位置づけるかというのは難しい課題かもしれないなと思います。

山縣先生が段階的と言われましたけれども、高い専門性を求めれば求めるほど広がらない。広く全国できちんと子ども家庭福祉のソーシャルワークができる体制をとというと、どうしても薄い資格になる。薄いと言うと変な言い方かもしれませんが、なおかつ、支援拠点ですらクリアできていない現状の中で、この新しい資格を議論するというのが難しいなと思っています。

以上です。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 その点に関してですけれども、最後にスケジュール等と書いてあるところにも絡むだろうと思うのですけれども、私たちが今、やらなければいけないことは、今に合わせて何をやるかではなくて、子どもの権利を守るために、どこを目標にどうするかということをもとに考えて、そこに至るまでの間のプロセスを計画すべきということです。資格を作ると言うのは、そう簡単なことではないので、3～4年はかかる。その間にどうしていくのか。それから、3～4年で資格ができたところで、すぐに働ける人がばんばん出てくるわけじゃない。さっき宮島先生がおっしゃったように、医者にしたって、国家試験を受かったら患者さんをすぐ全部診ることができるわけではない。トレーニングというものがあつて必要になってくる。

そこもきちんと考えたら、相当時間がかかるわけです。時間がかかる間をどうするかというのは、また別に考えなければいけない問題だと思います。その間の手当てをどうするかということです。ですから、それを一緒にくたにすると、結局何も前へ進めないことになってしまうので、あるべき姿と、そこに至るまでの穴を埋めると言うか、その間をどうするかというのを両方考えていかなければいけないのではないかと思います。

○山縣座長 続けて、よろしく申し上げます。

○加藤委員 子どもの資格を同じ目線で見えていく人たちが共通でいるということは、もちろん賛成だなと思うのです。ただ、役割の分担がそこできちんとできていないと、現状、親御さんたちが本当にSOSを出せるような専門職になっていくかというところの議論もしていかなければいけないだろうと思っているのです。

多分、次回以降にソーシャルワークというのがどういうものかというのが議論されていくと思うのですが、資格を考えると、何しろ親御さんたちは簡単にSOSが出せなくて、今、児童相談所なり、子どもを扱う専門職の人と親御さんとの関係が少し対峙するような形になっている。この現状を変えていくことを考えると、自治体の職員さんはもう少し相談業務を中心に見られるような視点も加えていかなければいけない。それが果たして研修だけで埋まっていくのかどうかというところの議論もしていかなければいけないのかなと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。今の加藤委員のところは、次回以降、研修の中身で深めていきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。津崎委員。

○津崎委員 児童虐待防止協会の津崎です。

資格の対象ということですが、最終的には、奥山先生が言われているように全体のレベルを上げることが目標ですけれども、それを一挙にというのはかなり難しいと思います。その意味で、段階論ということになるのかなという気もしますが、喫緊は、最後のとりでの児童相談所の機能が十分果たされていないために、犠牲者が次々出てくる。ここの部分は、悠長に考えておられない。権限が全部集中してあるわけですから、そこがどんなケースに対しても対処できる力というのは、早急に確保しないといけないということになると思います。

そういう意味では、全体を視野に入れつつも、段階的には、とりわけスーパービジョンができる存在をどの児童相談所にも配置できるようなことをすれば、所長から末端まで全部判断がつかないという形の中で、非常にまずい対応が出てしまって子どもが犠牲になるというのは防げると思いますので、そういう最小限度の専門性のある位置づけを明確にする。

そして、明確にするだけで、自治体がそれを取り込んでくれるのかどうかというのは分かりませんので、自治体に対して取り込んでいただくための、それなりの戦略とか協力を求めていって、そこは今の人事制度でいくと、今のローテーションみたいな形でどんどん変えられると潰されてしまいますから、そういう人事の約束事も含めて、一番ポイントとなる、とりあえずは児童相談所のスーパーバイザー的な位置づけを明確にして、その確保を目指すというのが第1段階として求められてしかるべきではないかなと私は思います。

○山縣座長 資料2の意味合いで、多段階といった部分が、当然ここでは施設職員等から児童相談所の職員にという範囲を示していますけれども、後半との関係で言うと、多段階

というのは、例えばこういうアイデアも頭の中に置いて議論いただけたらなと思っていません。児童相談所であるならば、今回、検討している資格が仮にできたとするならば、その人を任用の要件にするというパターン。児童福祉施設であるならば、その資格も含めて任用要件の中の一つに位置づけて、徐々に狭めていくというか、幅を持っていくという段階はあるのかな。領域ごとに、この資格をどう位置づけていくかということも含めた多段階というイメージで議論していただいてもいいのかなと思いました。

江口委員。

○江口委員 児童家庭福祉、児童と家庭を扱う専門性というのは、確かに家族全体を見られるかどうか、親子関係を見られるのかどうか、そこに支配の関係がないのかどうかみたいなことを専門的に触っていくという意味で、非常に専門性が要ることについては認識しています。

ただ、今、津崎委員がおっしゃっていたように、児童相談所の現場（児童虐待対応等を進めている）今、（どのように専門性をあげていくかということの検討が）急務ですので、今日の資料の8ページに委員意見を書いております。法的権限がある程度集中している児童相談所においては、地方自治事務の中で業務執行していくという形になるだろう。そういう意味で、採用から人事異動から、全てがパッケージになって都道府県ごとに戦略を立てる必要があるかなと考えます。

現場の状況を見ていると、児童福祉司、大阪は150名近く増やさなければいけないという状況で、いかに受験してもらうか、必死になって各大学は困っている状況でございますけれども、これは児童福祉施設においても、市町村においても、人材をどのように集めるかというのが非常に難しい状況になっていると認識しています。市町村においては、保健師とか保育士といった方々を、どのような形で現場で養成するかが急務だと聞いておりますし、施設においても募集をかけて、来ていただく職員を集めるのに大変苦労されていると聞いております。

そういう意味で言えば、今、座長がおっしゃっていたように、業務独占ではなくて、一つの駒として入れるという形は一つのアイデアとしてあるのかなと考えます。児童相談所としては、入口はできるだけ広くしていただきたい。その上で、家庭裁判所調査官のように、採用後のシステムをきちんと議論して、これを担保する必要があるのではないかと考えております。

それから、児童相談所において、スーパービジョンとかケースカンファレンスの2本をどのような形で組み立てていくのかというのが生命線でございますので、この部分で組織コントロールと臨床的な指導をどう組み合わせていくのかということをきちんと考えながら組み立てていく。そういう意味で言えば、10年選手、10年で足らんのかな。15年ぐらい要りませというのが現場の声でございましたが。立入調査のときに、どうしたら立入調査できるんや。怒って児童相談所に来られた保護者にどのような形で対峙するのか。対峙するだけじゃなくて、お父ちゃん、苦労したな。いろいろあったんやろと言うことが

できるスーパーバイザーが必要です。これには、臨床経験が必要です。そういう意味で、一つのモデルとして、家庭裁判所の調査官のようなやり方があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 今の意見に対する質問ですけれども、家庭裁判所の調査官というのは、国の職に対しての研修ですね。そうすると、家庭裁判所の調査官からどこかへ出たら、それは使い物にならない資格ですね。そういうことを考えたら、児童相談所にずっといるということが前提でおっしゃっているのか、児童相談所から出て、例えば市町村に出向するというのは、それは資格として全然関係ありませんということになるわけですから、そういう形でもいいと考えられているのか、そこを伺いたい。

○山縣座長 はい。

○江口委員 10年選手、15年選手が一定実務経験を積んだ上で、何らかの研修を受けるのか、レポートを出すのか。精神保健指定医のように、臨床レポートを出すのか。何らかの形で資格付与した上で、給与処遇面での若干のインセンティブもきちんとかけた上で、例えばその人が50歳、60歳になって、ほかの都道府県に行く、あるいは市町村に出るということも当然考えた上で、認定になるのか、それとも資格になるのか、ここは議論したらいいと思いますけれども、そういうこともありではないかと私は考えております。

○山縣座長 相澤委員。

○相澤委員 1回目に家裁調査官を私、発言しましたけれども、要するに、先ほど宮島委員も言っておられましたけれども、実務経験と併せて、一緒にスーパーバイザーを受けながら力量形成していくことは極めて重要だと。そう考えたときに、家庭裁判所の調査官の専門性を向上させるカリキュラムは、私は非常に効果的だと思っているわけです。ですから、そういうカリキュラムをきちんと確保できるような資格を取らせるプロセスの中に、こういうものを入れ込んだらどうかという意味です。

奥山先生が言ったような、これは任用資格なので、別のところへ行ったら資格はなくなってしまうのかということではなくて、その資格要件の一つですから、その資格がずっとついて回る。その資格を取らせるための一つの課程として、こういうものをきちんと入れ込むことが専門性を担保する在り方ではないかと私は考えるということです。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、奥山委員、その後、小山委員、藤林委員。

○奥山委員 精神保健指定医の資格というのは、医師の資格の上に成り立っているのです。医師の資格みたいな共通の資格がないところに、精神保健指定医と同じような資格ですというのはあり得ない話だろうと思います。ですから、どこから来たか分からない、基礎資格がない人たちが集まって10年やりました。はい、精神保健指定医と同じような形で資格を取らせましょうというのはあり得ないと私は思います。

○山縣座長 小山委員。

○小山委員 児童家庭支援センターの小山です。

児童家庭支援センターは、児童相談所のワーカーさんだったり、役所のワーカーさんとやりとりする中で、うまく通じ合えなかったり、かつて児童養護施設とか児相が入れっ放しだという形で、ワーカーたちとうまくやりとりができなくて、どうしてもけんかみたいになってしまうようなところがあったりする部分もあるのですけれども、そういうことではなくて、同じ相談のところであるので、同じ言語というか、児童家庭支援センターの相談員も児童相談所のワーカーの人たちと同じような視点でしゃべれるようになっていかなくてはいけないかなと思っています。

なので、その部分で児童家庭支援センターにも共通言語、共通認識を持ってしゃべれるような相談員が必要かなと思っているのですが、資格で縛られてしまうと、人材のところでもいろいろと難しい部分が出てくるところがあるのですが、共通言語というところを重要視したいかなと思っているのが1つと。

あと、保護者の方とやりとりをするという部分では、先ほどのお話にもあった、対峙というか、敵対してしまうことのないような、対話をしていきながらアセスメントができていくということが必要かなと思っているので、それについては、現場の経験の中と、一緒に関わるケースの人たちが十分勉強の材料になるなというところがあるので、そこを支えるようなスーパーバイザーといいますか、トレーナーというか、そういう人たちが必要かなと思っています。

○山縣座長 今、議論していただいている、県と市と施設の共通の資格という考え方については。

○小山委員 同じように考えます。

○山縣座長 それで、現場を完全に縛るのは採用上難しいという御意見。

○小山委員 というところが今ありますが、共通の考えの中で。

○山縣座長 分かりました。

では、藤林委員。

○藤林委員 少し議論が混線しているような気がするのですけれども、江口委員と同じで、私も児童相談所長として、児童相談所が的確なアセスメントを行い、その状況に応じて的確な行政処分というか、措置というか、何らかの法的権限を適切に行使していく。それが全ての都道府県または政令市、児童相談所設置市において行われていくということが喫緊の課題というのは、本当にそう思います。ただ、その問題というのは、今日の資料2の一番最後の、一定の資格制度が普及するまでの間どうしていくのかという課題じゃないかなと思うので、そこは議論を進めていく中で分けて話し合わなければならないのではないかなと思います。

多分、私だけじゃなくて、複数の委員の方が、現在、今年度の厚労省の児童福祉司スーパーバイザー研修修了要件の在り方に関する調査研究が進んでいて、そのアンケート調査

に答えている方も何人かいらっしゃると思うのですけれども、現在のスーパーバイザーの義務研修の在り方というのは、このままでいいのかどうか。そこには、今、言われたように精神保健指定医が認められるようなケースレポートの提出であるとか、そういったものが必要であるという議論が必要ではないかと思うのですけれども、それはそれで別個に考えないといけないのではないかと考えています。

その上で、どのようなものを資格化の対象と考えていくのかということについての私の意見ですけれども、確かに喫緊の課題として、児童相談所が全国どこにおいても、当然、ケース・バイ・ケースであるのですけれども、一定の平準化された判断であるとか、または法的権限を講じていくというのが必要だと思います。問題は児童相談所だけじゃなくて、市町村とか、今、言われた児童家庭支援センターとか、または施設のソーシャルワーカーとかと児童相談所が協働して家庭を支援していく時代になっているわけですから、それは児童相談所だけでは不十分と思っています。

28年法改正には、市町村への指導委託措置といった制度ができましたし、児童家庭支援センターに指導委託することも大分増えているのではないかと考えています。また、29年には、家庭裁判所による保護者指導勧告制度も始まってきたわけですから、そういった児童相談所が持っている法的権限をより使っていく。

そのためには、市町村や児童家庭支援センター等と協働でやっていくということが今後増えていくということを考えると、なおさら市町村児童家庭支援センター等で、こういった業務に当たる方の共通言語、共通の発想を持っているということは本当に重要なことだと思います。ここがうまくいかない、せっかくの指導委託措置とか保護者指導勧告制度もうまくいかないのではないかと考えているところです。そういう観点で、資格の対象を考える場合には、児童相談所だけでなく、幅広く児童家庭福祉相談を担当する者まで含めるべき。それは時間が当然かかりますので、その間どうすべきかというのは別に議論すべきじゃないかと思っています。

以上です。

○山縣座長 今の部分の前段から確認したかったところですが、藤林委員の考え方は、子ども家庭福祉分野共通の資格があって、例えば、児童相談所であれば、医療領域で言う専門医のような、プラスの何かをやって、それを固有の資格として見ていくというイメージではないですか。

○藤林委員 違います。当面、資格化が広がっていった後、どうなるのかというのは置くとして、それが定着するまで、本当に重要なのは、児童相談所のスーパーバイザーの平準化というか、均てん化が重要なので、児童福祉司のスーパーバイザーが現在のような義務研修を受けて、2か所の研修機関に合計5～6日間行くだけでいいのかどうかという、そこについての議論を行うべきではないか。その場合に、これが妥当かどうかは別にして、例えば精神保健指定医のケースレポートのようなものがあるのではないかという案を出しただけのことです。

○山縣座長 了解しました。ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 議論をなぞるような形ですけれども、私が提出させていただいた資料の20ページを御覧いただきたいと思います。多段階という意味はいろいろな意味で捉えられますので、座長が整理してくださったわけですけれども、私も今日に臨むに当たって、20ページの最初に記してまいりました。

資格を検討する際には、以下の2つをそれぞれ別に考えるべきである。ア 初任者にも求める資格。これは基盤となる資格ということだと思います。資格は大事です。資格だけで仕事ができるはずはない。臨床経験を踏み、組織とはどういうものかということを知り、自分の組織のことが分かり、相手方の組織も分かる。組織はシステムですけれども、子どもと家族もまさにシステムですから、そういったものをきちんと理解した上で仕事ができる。そのためには、最低限の理論的なことや実習等もして、そこで振り返って、最低限度の力は持っている。こういった資格が必要と考えます。

ただ、このことの議論と、今、児童相談所に限るか、そのほかの機関にも求めるかということですが、スーパーバイザーに求める資格ということは、また別個に考えるものだろうと思います。当然、基盤となる資格を持たないで、スーパーバイザーにだけそれを与えるということはないと思いますけれども、基盤となる資格を持って、しかも人材確保もある程度可能にして、そういった方を積極的に採用するような方向性ができるようなものをA資格と位置づけて、広く求めていく。

その上で、喫緊の課題である児童相談所のスーパーバイザーあるいは市町村におけるスーパーバイズを担える職員に、どういう形でするかは別ですが、資格を持てば組織内でも評価されるし、組織を超えたところでも、この方は一定の力があるということで、新たなポストが得られるとか、ステップアップしていけるものとして考えていかなければならないだろうと思います。この2つをきちんと整理して、両方の資格をごっちゃにしないで議論することが大事だと思います。

その上で、基盤となる資格を何にするかということが大事な議論になってくると思いますが、私自身は、既存の社会福祉士を基盤となる資格として考えるべきだろうと思っておりますが、ここについてはいろいろな意見があって、新たな資格を創設すべきではないか、どうなのかという議論があるだろうと理解しております。

以上です。

○山縣座長 今の御意見は、基盤となる資格というのは、児童相談所から施設まで、全て共通という理解でよろしいですね。分かりました。

ほかはいかがでしょうか。では、少しずつ2番目の任用要件の在り方の話も絡んできているような気がしますので。はい。

○松本座長代理 進め方ですが、どのようなものを資格化の対象にするかということについては、ここで言うと子ども家庭福祉全体に共通するような何か、どこかの職場だけに

限定しないで、組織なり、例えば児童相談所なり、市町村なり、施設なりに共通するようなものを念頭に置いた上で、ただ、児童相談所の喫緊の課題について、どのように考えていくかということは、同時に並行で考えないといけない。ここで出た話というのは、大体そういうふうな整理でよろしいのですか。

○山縣座長 はい。

○奥山委員 大きく違うのは、先ほど来、山縣先生が、市町村も児童の資格と考えていいのですかというのではなくて、私が思うのは個人への資格ということであって、どこにその人が勤めようが、勤めまいが、その人が持てる資格として存在するということだと思えます。その人をどう任用していくかは、また次に考えるべき話であって、例えば、フォスタリング機関とか民間機関だって、そういう人を採用したいというところはどんどん出てくるはずだろうと思います。それをどこに勤める人の資格ではなくて、その人個人がこれだけのものを修得していますという意味での資格と考えるべきだと思います。

○山縣座長 発言の仕方がまずかったかもしれませんが、そういう意味で聞いていたつもりです。今の話というのは、私が3つに分けて聞いていたのは、奥山委員と同じ意味で聞いていました。資格を持っていたら、どこでも子ども関係の分野では働ける。任用の在り方をどうするかというところが次の課題で、それが恐らく2番目に来ると思いますので、任用の在り方についてのことも含めて御議論いただけたら。恐らく対象と任用というのはかなり関係しているのではないかと思います。

では、また御自由に手を挙げて発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

では、私のほうから問いかけますけれども、松本代理が整理していただきましたように、共通のものが要る。子ども家庭福祉の専門資格についての否定的な意見は、余り出ていなかったと思っているわけですが、それを任用としてどこまで義務づけるか。任用要件の一つなのか、それともそれが絶対的な任用要件なのかというところが、恐らく2番目のところの課題になって、任用要件の一つとするならば、その幅ですね。この資格以外にも、ここまでは任用要件ですという書き方。これは、ほとんどの福祉関係の職場はそうなっていると思います。社会福祉士が任用要件の一つにしかなくて、それは絶対的なものではない。その辺のことも含めて議論いただけたらと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

○奥山委員 どっちかになると思うのですけれども、将来的な任用要件としては、そういう資格を持った人を児童福祉司として、少なくとも児童相談所は任用しなさいということがあるべきだと思うのですけれども、それまでの経過措置というのは当然あるべきだろうと思います。今、働いている方たちは、そんな資格を持っているわけじゃないということもありますので。資格側に経過措置を持たせるのか、それとも任用要件として経過措置を持たせるのか。これは両方どっちもありかなと思うので、そこは考えていくべきだと思います。

例えば、資格側でカリキュラムを終わって試験を受けて資格を取るという形になるとし

たら、それを今、働いている人たちは、そういう学校へ行かなくも何かの講習を受ければ、例えば試験が受けられるようにするか、試験も免除にするか。それはいろいろあると思いますけれども、そういう資格側の経過措置を取って、任用は有資格者に限るとするのか。それとも、ある一定期間はその人じゃない人も任用してよいという形にするのか。両側考えられるのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。一気に4番に絡んできていますが、完全に独立させて議論するのは難しい部分がありますので、少しずつ絡めながらでも結構ですが、その位置づけも絡めた御意見ということで発言いただけたらと思います。

安部委員。

○安部委員 4番に絡む話からすると、10年後はどんな姿になったらいいでしょうかというところで議論しませんかと言ったほうがいいかもしれません。経過措置とか近々のという話をすると、どうしても引っ張られそうな気がします。

任用の問題ですけれども、これは参考資料5の13ページが現在の児童福祉司の任用区分です。多分、この話になってくると思うのですが、13ページによると、全国で児童福祉司が3800人ぐらいいて、そのうちの1600人が社会福祉士で、さっき計算したら42.9%です。次に多いのが2号で、大学で心理学、教育学、社会学。社会福祉主事であって、児童福祉の相談に1年以上従事した者です。2号が一般行政の人が入ってくる、どうしてもそこで専門性が下がっている気がするので、2号に代わるような資格として、社会福祉士よりもっと子ども家庭福祉に特化した、ここに任用があって、その人たちが半分以上を占めるような任用の仕組みになっていくといいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 最初に言われた10年後のイメージというところにあえて絡めさせていただくと、安部委員のイメージは、10年後は1号とか6号がなくて、今、検討している資格のみが任用要件のイメージなのか、社会福祉士の話を絡めて言われたので、社会福祉士も含めて、幾つかのものがここに残っていて、それが子どもに非常に固有性が高いものというイメージで捉えておられるのですか。

○安部委員 1つに限定するのは、先ほど児童家庭支援センターの方が言われたみたいに、ちょっと絞り過ぎかなという気がする。だけれども、8割ぐらいはその資格という。だから、メインはその資格で、それ以外は例外的にこういう人もいるみたいな感じをイメージしています。

○山縣座長 前段で私が段階的と言ったのは、そこも含めてだったのです。例えば、児童福祉司であるならば任用要件が2つぐらいしかない。でも、児童家庭支援センターになってきたら5つか6つある。そういう意味の段階も含めて御意見を聞いていたつもりです。ある程度広げておかないと人が集まらない領域と、より専門性が高いから、余り広げ過ぎると専門性が薄まってしまうというレベルの機関もあるのではないかとこのことをイメージしています。ありがとうございます。

加藤委員。

○加藤委員 今のお話を伺っていて、先ほど宮島先生がおっしゃられた、初任者とスーパーバイザーを別の資格で考えていくというのが、私も現実的だなと思っていて。初任者に現在ある既存の資格である程度質の担保をしておいて、そこをより充実させて、子どもに特化してスーパーバイズができるような人を作っていこうというのであれば、スーパーバイザーの任用に関しては少し時間がかかるという考え方でいいのかなと思います。

でないと、何しろ質の担保が今、これだけできていない中で早急に考えるということをしていくには、2つのことを同時に並行してやっていくというのは現実厳しいと思うので、まず、今、現場にいる方の資格のところ、もうちょっと任用を広げて担保していくのが現実的だろうなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

○藤林委員 10年後のイメージという観点でいくと、私も安部委員と同じで、13ページの下の段にあるような児童家庭福祉に限定した資格ができると、その方々が8割ぐらいになって、ほかにも社会福祉士とか精神保健福祉士とか心理職の方がいらっしゃるという姿になっていくのかなと思うのですけれども、それが最初から10割というのは非現実的なので、多分おのずとそうになっていく。または、自治体のほうがそういう子ども家庭福祉に限定したスペシフィックな、資格取得者をぜひ採用したいと思うような養成カリキュラムであるとか、そういうものでなければ実現しないわけなので、それを目指していくべきではないかと思っています。

もう一つ言うと、その意味で、児童相談所だけじゃなくて、市町村や児童家庭支援センターのソーシャルワーカーも、フォスターリング機関にも、この資格を持った人が任用される一つに入っていくとか。もうちょっと幅広く言いますと、子ども病院とか小児科医療機関、または児童精神科医療機関においても、こういった方を採用していくような幅広い枠組みを提示していくことも重要じゃないかなと思っています。

○山縣座長 はい。

○奥山委員 私は、加藤さんとも藤林先生とも違うのですけれども、まず、社会福祉士の今の新養成課程を見ても児童に関する科目はほとんどないのです。しかも、今やっている研究のほうでも、今の社会福祉士の資格だけで児童相談所のことができますかというのは、ほとんどノーなのです。そういうことを考えても、ここそしっかりとした児童家庭福祉の資格を作るべきだと考えます。それは、前回、増沢先生もおっしゃったように、イギリスでもそういう形でスペシフィックなソーシャルワークができる人をきちんと育てるところに論点を置かないと、結局はぐずぐずになってしまうということになると思います。

それから、私は、藤林先生の、そういう人を採用したいようにというのは無理だと思うのです。低きに流れる。そういう資格を持った人のほうが、多分給料を上げざるを得ないですね。そうすると、自治体は嫌ということになるわけで、そこはちゃんと縛らないとい

けない。100%が最初無理なら、それこそ段階的にだんだん高めていくような縛りをつけていくとか、そういうところはきちんと縛らないと、ちゃんとした人を雇うという形にならないのではないかと私は危惧します。

○山縣座長 加藤委員。

○加藤委員 カリキュラムのところで誤解のないようにお話ししておきたいと思うのですが、確かに子どもに特化して学科がないということでの弱さは指摘があるとおりだと思うのですが、そこをそうしない。子どものことだけを見るのではなくて、家庭のことも、社会のことも、それから社会保障のことも全部考えた上で、子どもというところに対して対応していこうというカリキュラムだと私は信じているので、今回も子どもに特化して専門職を作るというよりは、家庭であったり、それ以外のことも見られるような視点を持った幅広い人材が対応したほうがいい。子どもだけに対応してしまうことに対しての危惧もあるなということは、ちょっとつけ加えておきたいと思います。

○奥山委員 子ども家庭福祉という幅広い中で、子ども家庭福祉にスペシフィックなカリキュラムを組めばいいのであって、今のままだといいとは到底思えません。

○山縣座長 宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

スペシフィックとかジェネリックという言葉を使うといろいろな観点があるので、前回の会議で西澤先生が、ジェネリックとはこういう意味ですかということをお質問されたと思います。いろいろな考え方がありますが、共通基盤を持ったソーシャルワークが展開できて、その上にスペシフィックな領域ごとの深い知識、専門知識があるということは、さっき奥山委員も、医師の資格があった上で専門医の認定がありますと。この構図を見失ってはならないだろうと申し上げたいと思います。

もう一つ、今、まだ調査研究のアンケート結果も出ていないところなので、どういう結果が出るのだろうと注目していますが、アンケートの期間中なので、結果に影響を与えるような発言はここでは望ましくないと思いつつも、限定されたメンバーですから、議事録が一般に公開されるのは後ですから、あえて申し上げれば、あの調査研究はとてもいろいろ考えられているけれども、2つの点で問題があるなと考えております。

1つは、資格があれば守れますかという質問肢は誘導的な面が見られるということと、子どもを守るということがとても限定的な意味で使われていて、対立的な構造になった場合、守れますかというアンケートになっている。子どもを守るというのは非常に多様なものであり、児童虐待も非常に多様なものであると私は考えています。その多様性ということを見失った上で守るという用語を使うと、間違ってしまうと考えます。

そのために、私は今回、構成員提出資料の21ページに、こういった事例も地域で多いのではないのでしょうかということで、あえて中身は説明しませんが、複合的な問題を抱えているものがとても多い。一見、これはゆるやかなネグレクトに見えるけれども、それこそ親が子どもを殺害してしまう可能性もあるし、あるいは親子心中でみんなが死んで

しまうこともある。こういった事例が非常に多いと感じております。

これは、共生社会の実現を図るための検討会の資料で、年末に厚労省のHPで公開されているものを見て、正式名称を忘れてしまったのですけれども、不登校の子どもがいる複合的な課題を持つ事例が幾つも挙げられておりましたので、それを見ても、なるほどそうだと思いますし、自分が何らかの形で関わった複数事例を幾つか組み合わせて合成した架空事例として作成いたしました。このための資料としてではなくて、研修資料として作ったものです。基盤があってスペシフィックであるということと、対象となる事例は非常に多様であるということ。このあたりを抜きにして、入口である基礎資格を論ずることは十分ではないと思います。

以上です。

○山縣座長 今の部分も確認させてください。本当は前段で確認しておけばよかったかと思っているのですが。加藤委員の発言も含めてになりますけれども、宮島委員のイメージは、基礎資格、いわゆるジェネリック部分というのは、社会福祉士とか精神保健福祉士のイメージなのか。今、議論している子ども領域に特化したジェネリックな資格等があって、プラス、スペシフィックな児童相談所の何とかというイメージなのか、スペシフィックか、子ども領域なのか、どちらですか。

○宮島委員 ありがとうございます。

そのことも含めて、先ほど言及しませんでしたけれども、私の資料の20ページの2番に触れておきました。A資格というのは、基礎資格をイメージしておりますが、基礎資格については、既存の専門資格を活用・基盤とすることが現実的であると考えている。これは、既存の専門資格としては社会福祉士をイメージしています。

ただし、奥山委員が御指摘されたように、現行のカリキュラムのタイトル名からいって、制度と書いてあります。子ども家庭福祉の制度。制度ばかり論じていてもしようがないでしょう。もっと臨床的な力をつけなければいけないし、子どもの発達について、ちゃんと知見を広げなければいけないと思いますので、社会福祉士のまさにそれが論じられていて、教材もこれから作られるところですから、そういったものも充実させていく必要があると思います。

さらに、それでも足りないという部分は当然出てくるだろうと思います。そのことも念頭に置いて「しかし」というところを書いているのですけれども、ジェネラルの中の子ども家庭福祉の部分の弱さというところを補うこととして、例えばソーシャルワーク養成校協会が、先ほどスクールソーシャルワーカーについては、認定資格として学校連盟が作っていますよと。そうしたものとして、子ども家庭福祉の課程を上乗せしていく、プラスアルファとして充実していくといった学校等が現れてきて、1個や2個では到底賄い切れませんので、多くの学校等が参入してくれるようなものができて、それが実際に成り立っていくようなものであれば、そういった認定資格を新たに作ることは必要かなというのが考えられる範囲だと思っております。

○山縣座長 加藤委員と宮島委員は、ジェネリック共通部門が社会福祉士的なものをイメージ、奥山委員とか藤林委員は、それは駄目だ。子ども家庭福祉そのものをベースに見ましようということによろしいですね。

○奥山委員 加藤委員に質問ですけれども、社会福祉士がベースで、その上にスペシフィックで精神保健福祉士があるというのなら話は分かるのですけれども、何で半分の社会福祉士のカリキュラムに精神保健が来て、それが精神保健福祉士という資格になっているのか。そこがさっきの御意見と違う気がするのです。つまり、ジェネリックに全部ができて、その上に精神保健があればいいでしょう。児童家庭がそうでしょうということと同じじゃないと思うのですけれども、どうして今は違うのですか。

○加藤委員 歴史から話すとすごく長くなるので、奥山先生と後ほど飲み会でも設定しようと思いますけれどもね。

もちろんそうです。本来、ソーシャルワーカーの資格というのは1つであるべきだろうと思うのですけれども、成立の過程からそのあたりがうまくいかなかったところが大きな課題です。なので、先々の問題、先ほどの10年、20年というところの視点で行くのであれば、資格が1つになるということは理想だと思います。ただ、現実、分かれてしまっているというところがあると理解いただくしかないかなと思います。

既存の資格との関係の話になってしまいますけれども、なぜ精神保健福祉士や社会福祉士ではこの資格は駄目なのかということも、私たち、振り返っていかなければいけないところで、実際にやらせようと思ってもできないじゃないかと言われてしまうことが想定できますので、そこに対しての力をつけていくというのは、ソーシャルワーカーの団体としても考えているところと御理解いただけたらと思います。歴史については、また後ほど御説明します。

○山縣座長 では、藤林委員、お願いします。

○藤林委員 また議論が混線しているように思うので、順々に議論していくべきであって、今は2番目の任用要件をどうするのか、業務独占かどうかということの中で、今やっているのは3番目になっているのではないかと思います。私は現役の子科医で精神保健指定医なので、精神保健福祉士が資格化されていくプロセスもそばで見ているので、二階建てにしなかった、横出しにしたというのが本当によかったのかどうかというのは、よく議論していただきながら、同じことを踏むのかどうかということも議論すべきではないかなと思います。これも置いておきます。

先ほどの奥山先生の、私が8割と言った意図を説明しておかないと、何か誤解されそうな気がするのです。多分、20年後は10割かもしれませんけれども、10年後ぐらいはまだ十分定着していないという意味と。実際に自治体にいる身で実務的な感覚でいくと、職員の中には、子ども家庭福祉の資格は持っていないけれども、とても児相業務に向くという社会福祉士とか社会福祉主事とか保育士とか心理師が一定数いらっしゃるのです。

その方に子ども家庭福祉を取ってから来てねというのは、余りにもハードルが高過ぎる

ので、分かりにくいかもしれませんが、任用していただいて、その後に、とても能力が高いから資格を取っていただく、というところが実務上ありうるかなという、2割はそんな意味です。そんなことを説明しておきたいと思います。そうではなくて業務独占だという考えもあるかもしれません。それは、今後議論しながら進めていくべきではないか。

ついでに言うと、精神保健福祉士においても、業務独占には実際になっていないけれども、事実上そうになっているのではないかと思います。社会復帰調整官のような方も、採用の応募要件は業務独占にはなっていないが、事実上多く精神保健福祉士がなっている。そうになっていくというプロセスを踏むのか、最初のところでしっかり業務独占とするのかというのは、これもどちらを選んでいくのかというのは議論すべき課題ではないかと思います。

○山縣座長 今の藤林委員の弁明の部分は、奥山委員の言葉で言うと、経過措置という中で考えることができるかもしれないという意見ではなかったかと思っています。

○奥山委員 違うのは、自治体任せにするのか、縛りを入れるのかというところの違いだと思います。

○山縣座長 相澤委員、その後、安部委員。

○相澤委員 資格を取得する3番の方法のところに絡んでしまうかもしれないですけども、議論の中で、基本的には実務経験とかSVを受けるということは、資格を取得する上で極めて重要だと。その過程はどこかに入れたい。と考えたときに、家庭裁判所調査官のことを私、考えたわけですけどもね。例えば、任用要件のところ、児童福祉司任用区分じゃなくて、児童福祉司補任用区分にしてそういう方を採用しておいて、そこからきちんとした実務経験とかSVを受けて、ある程度の年数がたったら資格を与えるという方法も、実際のソーシャルワーカーを育成するのであれば必要ではないか。

そういう方を最初から100%は無理ですから、少なくとも児童相談所の児童福祉司の何割かは資格を持っていなければいけないとか、市町村で家庭総合支援拠点をやる方の中に1人は必ず入れなければいけないという縛りをかけながら、徐々にきちんと専門性の高い人を確保するという段階的な在り方がいいのではないかと私は考えています。

○山縣座長 安部委員。

○安部委員 構成員提出資料をちょっと見てください。これは私が考えたのではなくて、ソーシャルケアサービス研究協議会というところが、去年の3月、この15団体が考えて、共通の資格ではなく、児童福祉司の国家資格化に対しての意見だろうと思うのですけれども、そこで考えているのは、3ページ目に書いてありますけれども、社会福祉士もしくは精神保健福祉士課程をベースの資格として、それに上乘せする形で子ども虐待ソーシャルワーク教育の課程が考えられています。私が考えたものじゃないので、私だったら家族アセスメントが足りないとか、家庭地域支援が足りないと思うのですけれども、それは置いておきます。

特別なといいますか、基礎資格の上に乗せる専門科目として、こういうものがあるのではないかというのを4ページに書かれています。この報告書の中から持ってきたのですけ

れどもね。

もう一つ、認定社会福祉士という仕組みがあって、つまり社会福祉士を持っている人たちのより専門性のあるところの研修を、社会福祉士会が中心となって、分野に分かれた高齢者分野、障害分野、児童分野、医療分野、多文化共生ということとか、スーパーバイザーを受けるという認定社会福祉士を作って、その上にもう一つ、認定社会福祉士の分野別認定みたいなことを作ろうかと考えていらっしゃいます。

何が言いたいかというと、資格を考えたときに、基礎資格としてのソーシャルワークが絶対必要ということが1つと、それにプラスして、子どもに特化した知識と技術が必要ということを2段階で考えているということをご提案されているものがあったので、ちょっと紹介したいと思います。

以上です。

○山縣座長 3番目の2つのところにどんどん議論が行ってしまいますけれども、2番目のところの言うと、安部委員は、ここで子ども虐待ソーシャルワークとか認定社会福祉士の児童課程分野認定部門、この人たちを任用要件にするというイメージの議論をしておられますか。

○安部委員 繰り返します。この報告書は私が作ったのではないのですけれどもね。つまり、こんなふうを考えて実際に動いている人たちがいる。それと、ここで議論しているところが一緒なのかどうか。方向性は似ている気がするのです。方向性は似ていて、それぞれの専門分野をきちんと高めたいという意識はしている。ただ、それが社会福祉士会という業務団体の中で議論している、もしくはソーシャルワークの団体で議論するのではなくて、国としてどうするかという、国の仕組みを作るということですので。

ただ、国がこれを作るときに、今までやってきたことを全然無視してということとはちょっと有効じゃない気がしていて、そこで議論されたこととか、既に取り組んでいるところの反省とかを含めて、国としての制度設計をしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ごめんなさい。スタートを社会福祉士等と見るのか、スタートをここにある出口部分と見るのか、そこが聞きたかった。その議論を先ほどからやっていると思うのです。

○安部委員 宮島先生のB資格みたいな専門性のところに近い気はするのですけれどもね。

○山縣座長 はい。

○奥山委員 これを委員が書いたわけじゃないとおっしゃるので、これで議論するのは余り意味がないかもしれないですけれども、この「子ども虐待ソーシャルワーク」というのはよくないと思うので、「子ども家庭ソーシャルワーク」と読み直すと仮定した場合、安部先生としては、子ども家庭ソーシャルワーク教育課程というのを大学でちゃんと教えますということですか。そういう意味ですか。

○安部委員 教えますということではなくて、こういうことが必要ですと。だから、そう

いうふうな教育をしてくださいということですね。

○奥山委員 大学でしてください。

○安部委員 ですから、1つは大学ですけれども、社会福祉士の通信課程があるみたいに。

○奥山委員 何らかの教育の場で教える。

○安部委員 つまり、集中的に、例えば、都道府県の予備資格、都道府県の採用の70分の69が専門職採用ですから、そのときにはこの課程を修了した人を対象にしてくださいとしてもいいかもしれませんが、任用は、藤林先生からあったみたいに、もっと広く考えたほうがいい気がするのですけれども、養成の話もあるのですけれども、中核として、こういう知識が必要というときに、ソーシャルワークのこと、そして高齢とか精神障害とか普通の障害とか医療というところのことも、一定程度、予備知識として知っているとなると、社会福祉士、精神保健福祉士がベースだろう。その上に、子ども家庭福祉に関する集中的なカリキュラムが要ると考えました。

○山縣座長 ありがとうございます。

西澤委員、先ほど手が挙がっていた。ごめんなさい。

○西澤委員 まずは、遅刻してごめんなさい。議論の流れに乗るのにすごく時間がかかってしまって、30分もかかってしまいました。

ごちゃごちゃと頭の中にあるのですが、これは試案として出されている内容で。ただ、これをやろうと思ったら大学では無理ですね。今でさえきちきちなので、実習なども組み込むとなると、今度、実習が増えるので現場は大騒ぎになっている。どうやって実習を組もうかと。春休みにするかというのが今、有力な案として出ている大学が多いと思います。だから、これをやるのは基本的に大学院ということになるわけですね。

それは、僕の想像ですけれども、精神保健福祉士のときにそれがならなかったのは、大学院でやれないからというのが多分あったのです。臨床心理士がずっと認められなくて公認心理師になったのも、学部で取らせるというのが基本で、これは医師会からの申入れだったわけです。要するに、医師と対等になってもらったら困る。ほんまにそうです。6年の年限でマスターを取るというのは、ある意味Ph.D.を取らない医師と一緒にになるので、それはまずいというのがずっと言われてきたので、臨床心理士は結局通らずに公認心理師という形になったわけです。

僕もそのときの黎明期を、さっき加藤さんは歴史には触れないと言いましたけれども、歴史の遺物みたいな人を私、見ていたので、そういう枠があったのです。それで、もし今回、大学院でそれをやるとなると、そこにチャレンジすると。ただ、医療機関と余り関わらないからええのかなという気も逆にするのですけれどもね。

○奥山委員 薬剤師は6年の課程が必要とされています。

○西澤委員 だから、そうなってきているので、今だといいのかなと思うし、それから、精神保健福祉士みたいに医師の支援を受けてとか、臨床心理もそうだけれども、医師の指示の下にというのが、子ども家庭福祉の場合はその部分が薄まるので、大学院でやるとい

うことであれば、これは可能かなと思うのですね。僕が素案を作ったときに横出し型にしたのは、精神保健福祉に倣ってということ、共通科目と専門科目を分けるという形での専門性を担保するという構図だったと今は思っているのですけれども、その辺の議論ですね。どこで養成するのか、養成課程を学部置くのか、大学院に置くのかというのは、議論する必要が出てくるのかなと思ったのと。

それから、相澤さんが言った児童福祉司補みたいなものは、今の家庭裁判所調査官補の「補」が取れる直前の講義を僕、担当しているのですけれども、物すごいトレーニングです。それと同じようなトレーニングをするつもりなのかということもあるし、その議論はもう終わっているような気がして。だから、どの領域でも、資格を持っていると有利になるというか、市町村の拠点でも、あるいはフォスタリング機関でも、あるいは施設でも、乳児院でも、その資格が有効に機能するのを目指すというのは、これはコンセンサスにほぼ近いと思っていたら、突然、相澤さんがそういうことを言い出したので。

さっきの構図で言うと、児童福祉司をやって、スーパービジョンを受けて、「補」が取れて児童福祉司になった人がどうやって市町村の拠点に行くのですか。

○相澤委員 実際には、いろいろな任用資格のある方が補として採用されますね。そこで講習とか。要するに、家庭裁判所のあのカリキュラムを全部2年間やれと私が考えているのではなくて、少なくとも今、西澤先生が言ったみたいに大学できちんと資格付与できるようなソーシャルワーカーを育てられるかといったら、現実問題、なかなか難しいですね。現状ではできないと、私は大学にいて思っていますので。そうすると、きちんと採用されてから講習を受けるとか、通信を受けるとか、実務をやるとか、SVを受けてきちんとケースマネジメントをしないと、カリキュラムを組んで、それを受講して取った方に資格を付与するほうが現実的かなと思った。

○西澤委員 そうすると、児童福祉司の資格になるのではないですか。だから、そうではないという議論だったように思う。

○相澤委員 要するに、児童福祉司、児童相談所だけじゃなくて、市町村でソーシャルワーカーをやる人でも取れるような課程を、通信とか、そういう方法で。

○西澤委員 結局、最終的なイメージはオンザジョブトレーニングみたいな感じだったのですけれども、そうじゃなくて、通信をそこに組み込む。

○相澤委員 資格の取り方を考えれば、いろいろな資格の取り方があるわけじゃないですか。例えば、社会福祉士の資格を取るのにもいろいろなルートがあるじゃないですか。

○西澤委員 いろいろなルートはあるけれども、今、メインは大学でというのが普通ですね。だから、僕としては、ちゃんとした職と切り離れた児童福祉司だけの資格ではないと。きちんと養成するというので、カリキュラムから考えれば、大学、もしくは養成機関でちゃんと統一したカリキュラムで行うという確認はしたいなと思ったのです。

○山縣座長 ありがとうございます。30分遅れて来られたけれども、既に3番目の議論にどんどん入ってきたので、ちょっと休憩して。

○西澤委員 俺が休憩。

○山縣座長 西澤先生も含めて、10分ぐらいでいいですか。10時50分ぐらいに再開したいと思います。そこから3番目の議論に入っていこうと思います。

(休 憩)

○山縣座長 では、今の資格の位置づけについては、3番目の話とかなり絡む部分があるということでしたけれども、3番目の話をここで御意見を伺おうと思います。よろしくお願ひします。

栗原さん。

○栗原委員 栗原です。

前段のお話とも関わりがあろうかと思ひますけれども、安部委員が提出してくれた資料についてですけれども、これはそこに書いてある団体、私が属している社会福祉士会を含めて、基本的にはソーシャルワーク教育学校連盟、社会福祉士会、精神保健福祉士会、ソーシャルワーカー協会、あと、医療社会福祉士協会ですか、この辺が中心となって案を作られたということで、事務局が用意してくださったスクールソーシャルワーカーの養成課程の考え方で、この案を仮に作ったということですね。仮です。だから、中身はまだまだ検討する余地があるということです。

話がまた戻ってしまつて恐縮ですけれども、私自身、児童相談所の社会福祉士制度ができた直後に児童福祉司を5年経験の受験資格で受けて、第3回目の試験に受かったのですけれども、実は受験申込みをしたのを受験当日の朝まですっかり忘れていた。児童相談所業務にどっぷりだったものですから。女房が今日、一緒に受けに行く、そうか行つて、受かったのですけれどもね。児相業務どっぷりで社会福祉士の試験に受かったということは、逆もありかという印象は持ちつつ、その後、社会福祉士が児童相談所の任用資格に大分時間がたってからなったということを見ておりますけれどもね。

大分昔の話ですけれども、新採の社会福祉士、新任の人たちをOJTで現場の中でどんどん鍛えて、自分の面倒から後進の面倒を見るまでになつてもらつたのですけれども、基本的には社会福祉士は基礎資格で、その上にもろもろの知見を乗せるものだろうという認識でまいりました。

ただ、個人的には、奥山さんが言つた、個人に資格があつて、いろいろな職場で通用するように使えるというのはいかなと思ひますけれども、それを考えるとしたら、里親支援機関とか、そういう一部のものでなしに、児童相談所業務の機能を分けて民間委託するという大きな制度を検討する中で、どこでも通用する資格を使うのが一番好ましいのかなということで、これは個人的な感想です。

といったことで、社会福祉士会と安部委員の提出した資料の関係は、仮にということで、考え方は4大で今、行つているスクールソーシャルワーカーの養成課程で、基礎資格の社

会福祉士、精神保健福祉士の上に子ども家庭の、特に「虐待」という言葉を使ってありましたけれども、そういったプラスアルファの資格を付与する準備はできていますと言い切っていていかどうか分からないですけれどもね。

養成校協会の委員さんがここにはおりませんので、この紙も私、余りよく知らなかったのですけれども、どんどん修正しつつ、準備をなさっていただけるのであれば、そういう手だてもあるということまで、中間の状況です。

以上です。

○山縣座長 御意見を聞きたいのですけれども、前段で今まで議論してきた共通資格という部分は、社会福祉士なのか、プラスアルファなのかということをやってきたのですけれども、今の栗原委員のお話は、スクールソーシャルワーカーを絡めて言われましたので。

○栗原委員 紛らわしかったですね。

○山縣座長 社会福祉士があつて、スペシフィックな科目を一定時間勉強して、それで大学を卒業するわけですね。そこを基礎資格と見るのか、それとも社会福祉士のところで基礎資格と見るのか。

○栗原委員 私は、現任の児童福祉司も想定していましたので、養成校ではスクールソーシャルワーカーの養成課程を取らせるところは大体両方やっていますので、社会福祉士は国家試験ですけれども、プラス、卒業段階でスクールソーシャルワーカーとしての養成課程修了となりますので、基本的には社会福祉士が基礎資格。

○山縣座長 社会福祉士のところで、後でプラスアルファ的な。

○栗原委員 だから、4大でプラスアルファ乗せてくる人も結構いるということですね。

○山縣座長 了解しました。

奥山委員。

○奥山委員 これがどういう位置づけなのかが余りよく分からないので、難しいのですけれども、これだけの協議会が集まって、これかという気が正直します。なぜかという、大体「虐待ソーシャルワーク」という言葉自体が何だろうと思うのと。それから、内容を見ても、ううんと思ってしまうところが結構ある。その一番大きいのは、国際的なソーシャルワークの団体でもソーシャルワークとして一番重要なのは権利擁護とされていますね。子どもの権利のことが一切入っていない。権利抜きに考えてしまう、そういうことを目指してしまうところがすごく不思議だなという感じを受けるので、私はこれにこだわらずに私たちは議論すべきじゃないかと思います。これをベースにして議論するのは、やめたほうがいいと思っています。

もう一つは、私がいまだによく分からないのは、社会福祉士をベースに精神保健福祉士ができていながら、その精神保健福祉士と同じように児童家庭福祉士、子ども家庭福祉士を作ればいいのかと思うのです。今、精神保健福祉士の基礎部分というのは、社会福祉士と同一の基礎部分というのがあるわけですね。それを基礎にされていると思うのです。その基礎の部分に精神保健のところに乗って精神保健福祉士になっているわけですね。それと同

じように、子ども家庭福祉士というのを作ることは全然問題ないのではないか。その中で全体も見ることができれば、精神保健の学習をするのと同じように子ども家庭のところに特化したカリキュラムが勉強されるということになれば、私はそれでも一つの案ではないかなと思います。

○山縣座長 誤解があったかもしれませんが。これをベースに議論しているわけではなくて、この枠組みです。社会福祉士プラスアルファのところまでを含めて基礎資格と見るのか、社会福祉士のところだけで基礎資格と見るのか、そこの例としてこれを出している。

○奥山委員 それが社会福祉士と精神保健福祉士が基礎資格と、これには書いてあるわけですね。それを山縣先生はどう思っているのか分からないですけども、今、社会福祉士だけを基礎資格にするのか、精神保健福祉士も基礎資格にするのかというのも1つ大きな問題。それは、精神保健福祉士の精神保健というところが子ども家庭になるわけだから、それと同じように組み立てることは不可能ではないだろうというのが私の案です。ですから、社会福祉士と精神保健福祉士に共通科目を基礎にして、その上に子ども家庭が乗っている部分を作った新しい資格で行くのが、今の制度を利用するなら、つまり今の制度に右に倣えするなら、一番まとまかなと思います。

○山縣座長 立ち位置によって、個人的な意見を言うと、委員長がこう言ったとなるので、できるだけ言わないようにしています。意見は持っていますけれどもね。

宮島委員。

○宮島委員 あえて少し申し上げます。

ソーシャルワークの歴史全体を見ると、詳しく知っているわけではありませんけれども、タコつぼ化が起こった。それで、個人の問題として問題を捉え過ぎて、個人の変革だけを求めてきて、環境の中の人、あるいは時代や社会の中の人という見方が失われてきて、その反省の中でタコつぼに落ちないような共通基盤をきちんと作っていきましょうということになってきたと思います。しかし、それでも各領域の専門を深めるということは同時に進めなければいけないということで発展してきたものだろうと考えています。

社会福祉士と精神保健福祉士という2つの現状でソーシャルワークの国家資格があるけれども、これは歴史的な経過があったということだと思います。ただ、私はそこを詳しく学んでいないので、さっき加藤委員と奥山委員が別の時間だということだったら、私も入ってもらって学ぼうと思いますけれども、本来は1つであるべきであったということが多くの、少なくとも私の知っている範囲では聞いておりますし、今後、それを一本化するという方向を目指そうという動向にあると考えています。

かつ、今、カリキュラム改正が決定して、そして来年度の4月からその教育が始まるという中で、教科書作りが始まっているのですけれども、私もその中の2つぐらいに関わらせていただいているのですが、1つのほうでは、もう作業を始めていますが、編集委員を一つの科目当たり3人置くことになっていますね。それで、それぞれの科目の領域を専門とする教員2人と、加えて、精神保健福祉に詳しい先生が入って、3人で編者という形で

バランスをとって、一本化といいますか、両方の知見が統合されるようにしようという編集方針でやっています。かつ、現状のテキストは余りにも制度論ばかりに偏っている。これでは実践力が高まらない。だから、もっと実践的なものにしていこうと。

そのために、さっき西澤委員がお話しされたと記憶していますけれども、実習が増えるということでしたか。これ、大変なことです。実習がちょっと増えて、どのぐらい上がるかという問題はありますけれども、せめて現場に触れるということをもっと時間を増やさなければいけないだろうという方向に来ています。当然、カリキュラムのテキストも、そういう実践的な方向でやっていこうという動向がある。だから、2つあるのだから、これをもう一つ作ってもいいのではないかというのとは、むしろ違う方向に動いているという認識があるということをお紹介しておかないといけないと思って発言させていただきました。

○山縣座長 では、奥山委員、安部委員。

○奥山委員 よく分からないのですけれども、一緒になろうとしているということですか。一つのものになろうと。

○宮島委員 これは異論とか、細かい意見の違いはあると思いますけれども、本来一本であるべきであって、一つの方向を目指そうと、幾つかの動きを見れば言えると思います。それぞれの団体で意思統一がされているかどうか分かりません。

○奥山委員 そうすると、社会精神保健福祉士みたいな感じですか。よく分からないのですけれども、精神保健福祉士も社会福祉士と一緒にしようということですか。

○加藤委員 簡単に。私は、平成2年に病院に出ているので、ちょうど渦中だったのです。なので、私は資格の波に翻弄されたと自分で思っているのですけれども、出てくるときに社会福祉士の資格の話があり、社会福祉士の中に医療分野は入らないという話だったので、医療ソーシャルワーカー協会、精神保健福祉協会は社会福祉士に手を挙げなかったわけですね。その後、精神保健福祉士という資格が出て、要は、当時、病院のソーシャルワーカーが多かったので、精神保健福祉士に流れたという歴史があったのです。

ただ、今、職域が拡大してきて、医療だけにこだわらなくなってきているという現状がある中で、生活に根ざしたソーシャルワークをやっている人たちが増えてきている。なので、領域とか場面で分けてソーシャルワークを限定していくのではなくて、もっと全体的に生活を支えるという視点。さっき先生がおっしゃった権利擁護の視点を持ったソーシャルワーカーとしての資格というか、そこを強調していったほうが、世の中の的にも理解をいただけるだろうというところで、各団体になるべく同じ方向を向いて動こうというところは事実としてあります。

なので、宮島先生がおっしゃったように、幾つも資格ができて分断していくことをよしとしているという状況ではないということは、1つ確実にお話しできる場所だと思います。

○山縣座長 補足をありがとうございます。

ちょっと私のほうからもコメントしますと、養成課程に関わっていたものですから。社会福祉士ができる当初は、精神保健福祉士も一緒にという考え方がありました。社会福祉士で作ろうとしたけれども、西澤委員がいみじくも言われたけれども、医師会組織全体かどうか分かりませんが、医療関係者からよくないということで、法律も結果的に介護福祉士と社会福祉士は一つの法律だけれども、精神保健福祉士は全く別の法律としてできた。

その話し合いの中で、今、加藤委員が言われたように、社会福祉士の実習先として病院は認められない。医療ソーシャルワーカーの方々は非常に困られたという経緯があったので、今、もう一回、一緒にしたらどうかという声が出ている。まだ方向が確定したわけじゃない。

その背景には、今のような中身の問題だけじゃなくて、これは大学によって事情が違ってもかもしれないけれども、少なくとも精神保健福祉士の大学での養成課程がどんどん縮小していっています。社会福祉士を取って、半年か1年の養成校に行って資格を取られる。結果として、精神保健福祉士の方々はかなりの人たちが両方持っているという実態がある。これから学生も減っていく中で、大学側の経営上の事情も恐らく背後にはあると思います。

ということをちょっと補足させていただいて、安部委員。

○安部委員　うちは、まだ精神保健福祉士もそこそこいるのですけれども、西澤先生は大学院という話をされましたけれども、うちの大学は3年のときに社会福祉士の実習に行っていて、精神保健福祉士の養成は2年から始まって、4年で実習に行くのです。4年で両方の資格を取れる形なので、精神保健福祉士とか、栗原さんが言われたスクールソーシャルワーカー養成課程と同じように、大学4年間のカリキュラムの中で養成は十分可能だろうと思います。

ただ、教科書の話が出ましたけれども、教科書は養成のプログラムを国から言ってくるね。それにのっとって授業しないと監査のときに文句を言われるということがあるので、そうすると、教科書の問題ではなくて、養成カリキュラムそのものを見直すしかないかもしれない。話を戻しますと、社会福祉士の養成課程をいじるよりも、ここの資格の中で、こういうことが必要だということを決めて、精神保健福祉士と同じように作るというのはありかなと。だから、全く新しく子ども家庭福祉士という資格で、社会福祉士と共通部分の専門科目の中をここで作ってしまえば、カリキュラムが臨床的な対応ができたり、子ども人権が入ったりということで担保できるかもしれないと思います。

話を戻しますけれども、私が提出した構成員提出資料は、あくまでこういう議論がありましたという紹介なので、私がそれに同感しているわけじゃありませんけれども、山縣先生が言ったみたいに、共通基盤として社会福祉士、精神保健福祉士があり、その上に専門課程と思っています。

以上です。

○山縣座長　そこまでを大学レベルで可能だという前提の議論ですね。それを基礎と見ようという。

江口委員。

○江口委員 社会福祉士の実習で何人引き受けるんやという議論を、毎年、児童相談所の6所長が集まってやっています。今度、時間が長くなるということで。ただ、現場としてはできるだけ実習に来てもらって、大学と連携しながら、いい人材を育てたいという思いは強く持っている。ただ、そろそろこれ以上の実習生の受入れは限界域に来ているのが実態かなと思います。若い職員が増えて、そのスーパーバイズもせなあかんという状況の中で、どこまで現場実習を担保できるのかというのは、現場としては非常に危惧しているところで、10年先まで考えても、これ以上の実習の引き受けというのは非常に難しいなというのが現場の実情です。

スーパーバイザーの資格については、また別の議論だということで、先ほどお話がありましたので、それは横に置いておくとして、地方自治事務の中でやるとしたら、福祉事務所に行くのか、児童相談所に行くのか、障害者の施設で働くのか、あるいは児童自立支援施設に行くのか、ある程度人事の流動性は都道府県としては担保したい。もちろん、児童相談所に配属されたけれども、本人の適性を見る中で、この人は直接援助の仕事のほうが向いている。地方公務員で採用しますので、採用した後のこともある程度視野に入れながらやらないと非常に難しい。

という意味で、任用資格の一つとして、その資格ができるのだとしたら、任用要件の中の一つに組み込むのは別に否定するものではございませんけれども、独占的な業務として児童相談所がそれに縛られるということになると、100%、それでということについては、10年先まで考えても非常に難しいのではないかなというのが現場の実感でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、奥山委員。

○奥山委員 社会福祉士と精神保健福祉士が1つになってソーシャルワーク全体を見るのだとしたら、その中に余りにも子ども家庭福祉がない。それ自体がすごく大きな問題なのではないかと考えます。子ども家庭福祉は、物すごく大きな分野のはずです。ですから、高齢者と子ども家庭福祉だったら、同等か、それ以上のはず。精神を加えて3つかもしれませんが、精神も非常に大きな分野であることはたしかだと思いますけれども、そういうことを考えた中で、子ども家庭がソーシャルワーカーの皆さんたちにいかにネグレクトされてきたかということですね。そこが現在の非常に大きな出発点だということがよく分かりました。

なので、そこを申し入れて、いわゆる社会福祉士の方たちも、本来、子ども家庭をちゃんと学んでほしいのです。そこが全く抜けているということが、今回、非常によく分かったので。ただ、これは一体どうしたらいいのかというのが、難しい問題ですね。つまり、このワーキングがソーシャルワークの試験のことをとやかく決めるわけにはいかないのです。例えば資格をどうしましょうと言ったときに、ソーシャルワーカーの社会福祉士の資格とかを考えている、議論しているところは別にあるわけですね。それと全く違った資格を作

る以外にここではないのか、それともそことリンクできるのか、そこを1つ教えてほしいところですよ。

○山縣座長 それがさっきから議論しているところで、社会福祉士に限定したら怒られそうですね。代表的な社会福祉士を任用要件にして、任用された後にプラスで何かやると考えるのか、そこまで含めて。

○奥山委員 それでは駄目だということを前提に、私、話しているのです。

○山縣座長 先生はそうです。

○奥山委員 その駄目だという前提の中で、社会福祉士の資格を変えていくことが、私たちの意見でできるのか。できないとしたら、あれを放っておいて別のものを作らなければならない。それを事務局のほうに伺いたい。

○山縣座長 奥山先生の意見はよく分かっていますよ。ほかの委員の中にはそうでない人もいるということが言いたかった。社会福祉士だけで認めるパターンの方と。

○奥山委員 社会福祉士を認めるのだとしたら、その中に子ども家庭福祉を入れてもらわなければならない。それができるのか。

○山縣座長 それを安部委員に出されたように、スクールソーシャルワーカーのような形で、社会福祉士、プラス子どもの領域に特化した科目等をやって、そこまでを大学レベルでやって、それを任用要件に見るのか。その議論の意見が違うということを言いたい。

○奥山委員 それが可能なのか。

○山縣座長 後者のほうは別に問題ない。

佐藤委員、手が挙がったけれども、事務局のほうで何かその議論の制約というのがありますか。

○柴田虐待防止対策推進室長 この検討の場で、社会福祉士の科目に、例えば子どもの部分を拡充すべきという話について議論が出たとして、報告書の範囲では言えると思うのですが、あるいは、部局をまたがってお伝えすることはできると思うのですが、現実を申し上げますと、実際には、これまで10年に1回、カリキュラム改正を行うという周期になっていまして、社会福祉士と精神保健福祉士は、まさに昨年6月末にカリキュラム改正案を出して、再来年度から施行されると聞いていますので、どこのタイミングでどう出せるかというスケジュール感もあるので、現実的にそこが反映されるかどうかというのはあるかなと思っています。歯切れが悪くて恐縮です。

○山縣座長 議論上は不可能ではないけれども、実態としては。

○西澤委員 反映されない。エントローピーが逆に動くこともあり得るけれどもね。

○奥山委員 要するに不可能。

○山縣座長 現実には不可能。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 直近のカリキュラム改訂で、それこそ一緒に考えるということは恐らく難しいのかもしれないですけれども、10年先ということ考えたときに、今、ここでされて

いる議論と社会福祉士のカリキュラムのことを全く別に考えるというのは不可能だと思うので、それは今後、一緒に考えていける体制を整えていけたほうがいいかなと思っています。

そして、安部先生が提出してくださった資料に関しては、私が所属している医療社会福祉協会も考えましたけれども、今ある社会福祉のカリキュラムの中で、養成校の中で2割ぐらいがスクールソーシャルワーカーの養成課程を持っていると私は聞いているのですが、それと同じような形で、奥山先生が御指摘くださいましたけれども、子ども家庭ソーシャルワーク教育課程というものを作っていくということは、社会福祉側でも努力していきたいと思って、これを出しています。

重ねて、養成校の段階だけではなくて、今までもスーパービジョンが大切だということだったり、実務経験がということもさんざんここでも話されてきていますけれども、職能団体としても、就職してからの養成というか、教育だったりというところでは、この認定社会福祉士の取得のプロセスというところ、もう1枚、最後についていますけれども、その部分も充実させていった形で、きちんとスーパービジョン体制を整えるということ、今度は職能団体として行っていくということを整えていったらどうかなと思っています。

なので、私個人の考えは、ベースは社会福祉士、精神保健福祉士ということになったほうがいいと思いますし、宮島先生や加藤さんもお話しされておられたように、社会福祉全体がまとまっていくという潮流もあるところなので、そこをベースに考えたほうがいいと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 奥山委員の子ども家庭福祉の分野が弱い。これはネグレクトと言えるのではないか。同じように思います。ただ、ネグレクトだとしても、それがなぜ起きているのかということや、誰がネグレクトしているのかということを考えないといけない。特定の人が、あなたが悪いと言う形で問題解決できるのか。子ども家庭福祉は、40年前、私、大学の学部で社会福祉を学んだときは、子ども家庭福祉分野は人気でした。多くの者が子ども家庭福祉分野を学ぼうと意欲。実質的に人数も多かったですね。15年前、私が教員になったときにも、まだまだ子ども家庭福祉を希望する学生は多くいました。でも、この数年、ウナギ登りじゃなくて、ウナギ下がりになって下がっています。

それは、子ども家庭福祉のソーシャルワークの現場がいかに厳しいかということが意識されて、行っても潰されるだけだ。そして、みんな一生懸命頑張っていますけれども、ソーシャルワークは無能だと激しく叩かれている。これは子どもの命が失われたりしていますから、世間の当然の怒りだと思うのですが、そのことに関係者や養成の者たちもみんな参加してしまって、こちらには行きたくないという不人気が生じていると言えます。

また、高齢者分野あるいは障害者分野を希望する人が増えたというのは、働く場所が増

えたのです。介護保険等によって供給体制が抜本的に変わりましたし、障害者福祉も変わりましたから、職があって、そこでちゃんと働けるということがあったから増えていつているのだろう。そういったことがあって子ども家庭福祉の不人気が生じているということを理解しないで論ずることはまずいだらうと思います。

奥山先生が最近盛んに言ってくださっていますし、西澤先生もこの間、テレビでおっしゃっていたと思いましたが、社会の問題であって、社会構造を考えなければならぬ。そこで、様々なところに働きかけなければいけないということが認知されて、子ども家庭福祉の供給体制、実施体制が抜本的に変わることがなければ、幾ら資格を作っても、そこで働ける人がいませんから、参加する人はいない。養成校も経営が成り立たない、潰れる、参加しないということの悪循環が生じ、それは解消されないのではないかと考えます。

○山縣座長 では、西澤委員が先に手が挙がっていたので、その後、藤林委員。

○西澤委員 まず、さっき安部先生が言われていた、スクールソーシャルワーク課程の認定が大学まで含めてできるのでという。ただ、うちはやっていないのであれですけども、科目数がすごく少なかったのではないですか。1～2科目と、あと演習と実習とか。ボリュームがすごく小さいというのがあって、それでは子ども家庭福祉は無理ちゃうかなと思ったのと。

もう一つは、いろいろな資格課程で、さっき先生言われたとおり、カリキュラムも国から縛りを受けるじゃないですか。そうすると、臨床的なこととか、国の制度の批判はできないし、今、大学は養成学校みたいになっているのです。だから、大学はもっと自由に学べる場所やったというか、大学人としての見方ですけども、余りにも資格を詰め込み過ぎると専門学校と変わらへんというのが、僕ら反省しているところですけども、そこにさらに子ども家庭福祉を突っ込むとどうなのだろうなという不安はあります。

それと、宮島先生がおっしゃったことは、それは分からへん。例えば、うちの大学だと、高齢者を志望する学生が逆におらんようになってきている。介護コースも閉じようか。これは言うたらあかぬことやった。学部長として思っているだけです。介護の定員20名ですけども、今、10名来ないです。学生は、高齢福祉にどんどん関心がなくなっている。それがなぜかは分かりませんが、一方で子ども福祉は逆に関心が上がっているのです。それは地域差があるんちゃうか。僕の経験しているのはそういうことで、宮島先生の経験しているのは、清瀬で経験していることでしょう。清瀬と甲府というど田舎2つ比べても、あないと思うので、全体の学生の動向を調べるというわけじゃないですけども、トレンドみたいなものがあるんちゃうか。

僕の感触では、子ども家庭福祉に学生の関心はどんどん高まってきているし、専門職になりたいという人たちは増えていると思いますし。それから、いつか、僕はスーパーバイザー研修のコーディネーターをSBI子ども希望財団でさせてもらいました。あのときにみんなに聞いてみたのです。こういう専門資格を作った場合に、それを取ってでも児童福祉

司を続けたいと思う人、どれぐらいいますかと言ったら、80人中30人。もちろん言うだけやけどね。言うだけ番長やけど。だけど、それぐらい、皆さんのほうにも資格とか、そういう専門性に対するニーズはあるやろうなと思うのです。ただ、問題になるのは、さっきおっしゃっていた社会福祉士と精神保健福祉士が統合化するんやったら、また議論、振り出しやなと思った。これは感想です。

質問ですけれども、社会福祉士の後ろに「(CSW)」と書いてあるのですけれども、このCは何ですか。

○山縣座長 サーティファイド。認定。

○西澤委員 じゃ、何でPSWなのですか。こっちはサーティファイされていないという意味。

○山縣座長 そこは私に聞かれても。

○西澤委員 この人たち、英語のちゃんとしたことを知らん人たちが作ったなという印象がありますね。

○山縣座長 社会福祉士の外国向けの。

○西澤委員 社会福祉士って、サーティフィケーションでやっているのですか。うそ。だって、みんな試験を受けて、サーティファイされているわけじゃないじゃないですか。クオリファイでしょう。だから、英語を知らぬ人が勝手に作ったなと思いましたということです。サーティフィケーションじゃないでしょう。いや、すみません。

○山縣座長 では、藤林先生。

○藤林委員 また議論が混線してきているような気がするので、確認したいのですけれども、今やっている話は、資料2の3番目の資格制度を設ける場合、どうなのかという議論をしているわけですけれども、その中で、大学院でなければできないのか、4年制大学でできるのか、いや、精神保健福祉士もスクールソーシャルワーカーも4年制大学の中でやれているのだという話になっているわけですけれども、どこかの話の中で、スクールソーシャルワーカー教育課程修了者みたいなものでもいいのではないかという話になっていくと、そもそも議論の前提である、子ども家庭福祉の新たな国家資格のようなものを作る場合という前提が壊れていくので、そこは整理しないといけないのではないかと思います。

もし資格を作る場合には、4年制の中でいくのか、大学院の中でいくのか。その場合には、スクールソーシャルワーカーも精神保健福祉士も、4年制でやっていますという例示として挙げているということは確認したいと思っています。

その上で、ここも言葉のやりとりで、また曖昧になっていっているのですけれども、精神保健福祉士、社会福祉士を基礎資格とするというのは、何か分かったような感じで、私もそうだと思うのですけれども、その場合に、精神保健福祉士、社会福祉士資格を持った人が、必要な単位を得てこの受験資格を持つというイメージなのか、または共通科目と言うのですか、基礎科目を持っておれば、そこに現在の精神保健福祉士のように専門科目を受講して、受験資格を持っていくというものなのか。そこは、大きな差だと思うのです。社会福祉士、精神保健福祉士を基礎資格にするといった中にごちゃ混ぜになっているのは、

整理しないといけないのではないかと思います。

その上で私の意見としては、奥山先生と同じで、先ほど言いましたけれども、精神保健福祉士が横出し資格になったという経緯はあったとしても、その後の発展を見ていると、いろいろな方々が大学に入り直したり、専門学校に行って精神保健福祉士資格を持って、病院だけでなく地域で活躍している姿を見ていくと、必ずしも社会福祉士資格を基礎資格と、その国家資格を必須にするわけではなくて、精神保健福祉士のように、共通科目の上に専門科目を持っていくということのほうが、より実務的にはいいのではないかと思います。

○山縣座長 それを学部レベルでという議論でいいのですか。それとも、大学院まででない無理という議論。

○藤林委員 そこは養成校の方で議論してもらっていいと思いますけれども、学部の中でやっていく大学もあってもいいかもしれないし、大学院を作るところもあってもいいかもしれないし、精神保健福祉士養成の専門学校のようなものもあってもいいかもしれない。そこは選択肢はいろいろあっていいのではないかと思います。今日は増沢先生がいらっしやらないので、イギリスの1年半とか2年のコースも研究の対象になるのではないかと思います。

○山縣座長 増沢委員の話が出ましたが、所用で出席できないということを先ほど聞きました。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 養成の方法が今、議題だということなので。その前に言わせていただきますけれども、さっきの西澤先生の発言にありましたが、清瀬市は「ど田舎」ではありません。先生は前、お勤めになっていたのです、知らないはずはないと思いますが。

あと、不人気と言っても、先生のところの子どもが特別人気があるのは、先生のキャラクターとかで、それは特殊な事情かもしれませんが、うちの学校も熱意のある学生たちが子ども家庭のほうに全然来ないかという、決してそうではないです。覚悟を持って一生懸命学ぶというのは、学部生にも見られますし、私も科目を持たせていただいています。

ただ、就職を考える場合等については、かなり覚悟しないとイケない。これはテレビでも放映されましたけれども、ある専門学校がソーシャルワーカーを養成していて、誰も子ども家庭特に児童相談所には行かない。行ってもスクールソーシャルワーカーだけなんですという放映が、1年ぐらい前だったと思いますけれども、された事実もあります。あと、高齢者の介護のほうも難しいという状況、落ちてきているというのはあると思います。

その上で、それはちょっと横に置いておきますが、養成を考えたときに、新たな資格をソーシャルワークの社会福祉士等を養成していない学校に、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの課程を作って、そういう学科を設けなさいということがあり得るのか、成り立つのかという面では、私は相当悲観的だと思います。成り立たない参入は、期待することが難しいのではないかと。

その上で、実際どうするのかといったらば、社会福祉士とか精神保健福祉士の養成をしている学校が、社会福祉士に対しての学びをほぼできたうえで、さらに関心が高い学生に対して、上乘せで学ぶということが現実的なところだろう。スクールソーシャルワーカーもそうだと思います。確かに科目数等は少ないですし、たくさん入れ込めば入れ込むほど頭でっかちなことが起こってしまって、実践的な学びをすることは難しい。十分ではないけれども、学部の中の養成であるとするれば、それが現実的な選択肢だと考えます。

一方で、大学院等で学ぶということを課して、特化したものを上乘せすることを考えるときに、果たして社会福祉系の大学院が成功して、そういう実践者を育てるところで学生が集まっているかということ、かなり難しいと思います。また、大学院卒ということハードルにしたときに自治体が採用できるのかということになると、かなり難しい。期待される場所とか目標を手放してはいけないと思いますけれども、現実的なことも考えていかなければいけないと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、奥山委員、安部委員。そこで、この資格取得方法については一旦切らせていただいて、スケジュールのほうに入っていきたいと思います。

○奥山委員 さっき佐藤委員のほうから10年後にはみたいな話があったのですが、このワーキングは1年後までに結論を出さなければいけないのですね。1年後に何かしろということが附則に書かれているわけですね。そのときに、こういうふうな形で資格制度を設けたほうがいいですよというのを、このワーキングで提示しなければいけないわけです。例えば精神保健福祉士と同じように、社会福祉士と共通の基礎科目を一定にしておいて、上乘せでと言う場合、ここだけで決める問題ではなくなるということでしょうか。一体どこまでこのワーキングでできるのか、その後、どんなプロセスを踏んで、そういうことが成り立っていくのかが見えていなくて。

さっきの話でも、ほとんど不可能だったら議論してもしょうがないという気がするし、そこをちゃんと明確にしてほしいのです。今の社会福祉士の養成課程にリンクさせた形での資格というのは、もう無理ですというなら、全く新しく考えなければいけないわけです。そこをもう一度はっきりさせてほしいと思います。つまり、このワーキングとしては児童福祉法の中に資格を明確にしていく以外、ないわけですね。精神保健福祉士の法律とか、そういう法律にはリンクできないということになったら、児童福祉法の中に立てつけていかなければならない。そうすると、全然違った話になるのではないかと思います。

○山縣座長 奥山委員と私が整理したものと、違っていると思います。社会福祉士養成のものには、これを増やしてくださいと言うことはできるけれども、現実的には不可能と。しかし、この部分は共通にして、プラスアルファ、これですよということはここで議論できるということでもいいですね。そのつもりで、先ほど話した。

○奥山委員 では、共通科目をどこが試験するのですか。

○山縣座長 やり方としては、精神保健福祉士と同じように、共通科目があつて、精神保健福祉士に固有のものがある。同じように。

○奥山委員 同じように、こういうものをやったら、今度は児童福祉法側で認定するという形ですか。

○山縣座長 試験制度にするかどうかは別にして、そういうこともあり得ます。それを研修とかでやる形も、まだ議論できていない。大学で確実に。

○奥山委員 どこが認定するかは大きいと思うのです。だから、今の社会福祉士とか精神保健福祉士をやっているところが認定するというのは無理だという話だったら、児童福祉法が認定する何かを作らなければならない。そういうことも考えないと、1年後に措置を講じることが難しいのではないかと思うのです。

○山縣座長 安部委員。

○安部委員 奥山先生の話をちょっと引き継ぐと、児童福祉法の中に書かれているのは、保育士と児童指導員みたいな感じかな。だから、保育士は資格になりましたし、児童指導員は認定みたいな感じ。そういうこともあるかなと思います。

ちょっと違う話ですけども、江口先生が言われた、実習は無理ですよという話もあったんですけども、実習は、例えば援助方針会議の傍聴とかできませんか。児童相談所の援助方針会議は、かなりいろいろなことが出てくるので、その事例を大学に戻ってディスカッションする。持ち出しなので、児相はすごくハードルは高いかもしれないけれども、少なくとも援助方針会議を必ず見るとのこと。

それから、議論されているように、児童相談所だけじゃなくて、市町村とか施設のことでも知らなければいけないとなると、全部を丸く児童相談所で何時間、何十時間ではなくて、3分の1が児童相談所、3分の1が市町村、3分の1が施設で実習みたいな、子どもに関するそれぞれの分野が、施設にするか、フォスタリング機関にするか、もう少し増やすかは別ですけども、児童相談所と市町村とその他の3つ行く。そこで学んだことを、演習を通してちゃんと反すうしてスーパーバイズができるような仕組みを作っていくということが、養成にとって大事じゃないかなと思ったりします。

以上です。

○山縣座長 松本委員。

○松本座長代理 10年か15年か知らぬけれども、どういう像を目指すのかというときに、児童相談所と市町村、あるいは福祉施設なり、フォスタリング機関なり、関係する機関なり、機構、そのあたりが横並びで共通の専門性を持っている人を置かなければいけない。でないと、今後の地域をベースにして子ども家庭の支援をしていくような体制が取れないだろうという認識があるのだろう。そこはみんな共通。児童相談所のスーパーバイザーの確保をどうするかということも喫緊の課題であると思います。いろいろなところでどうやっていくのかというのがこのテーマですね。どうやってそれを目指すのか。

そのときに、これは私の意見ですけども、職場のほうに任用資格なりでどうやって縛

りをかけていって、こういう要件を持っている人をきちんと配置していくと縛っていくということがないと、学校でこれをしてほしいみたいな話をここで何ぼしても、学校が乗るかどうかわからぬし、そこは学校の経営上の事情とか、いろいろな別のファクターが入ってくるので、なかなか難しいのではないかというのが私の意見です。それだったら、学校できちんと勉強して、大学院レベルまで行って、資格を持った人が就職していくというのは、一つのルートとしてあるのですけれども、現状、学校がそうなっているかという問題と。

特に、大学院まで行くとなったら、授業料の問題があって、なかなか行けない。優秀な学生がそこに行くというふうになかなかならないというときに、むしろ仕事をしながらキャリアアップをしていけるようなルートをどう作って、そこに資格要件をどう絡ませていくのか。そのときに、認定みたいなものは、学校ですか、学校とは別のいろいろなところですかとして、そういうところに学校が乗ってきてくれるなら、こんな乗り方がありますよということをししないと、僕はしんどいような気がしています。議論の構成の仕方として。

福祉士をベースにして、福祉士を持っていなかったら次へ行けませんよという話になってくると、現状の福祉士養成と、あとは、もうちょっと広く優秀な人材を確保するという観点からすると、それを前提条件にしていくというのは、まだきついなというのが私の意見です。福祉養成から10年離れましたので。10年前は、二十何年、できたときからやっていますので、感覚は分かっているつもりです。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、4つ目のパート、スケジュール。これも既に幾つか出てはいますがけれども、長期的な意味のスケジュール感と、1年後という意味の要請されている部分のスケジュール感、両方あるかと思えますけれども、その辺の御意見を伺えたらと思えます。よろしくお願ひします。

○松本座長代理 ちょっとよく分からないのですけれども、スケジュール感というのは、基本的には何をやるにしても経過措置みたいなものがないと困るので、それこそカリキュラム、例えば福祉士とか精神保健福祉士みたいにして、学校ベースで養成する資格を考えて、その経過措置みたいなものを考えるのか。そこに物を言っても、そっちが動くかどうか分からないという認識だったら、むしろ子ども家庭福祉の職場をどんなふうに作っていくのか、職員のこと限定して資格を考えていくのかで、組み方とかが大分違うと思えますけれども、そこはここでコンセンサスが取れていないような気もするのです。全員統一しなければならないのかというのは別にして。

○山縣座長 意見としては、幾つかのパターンが出ているというところまでだと思います。統一されたわけではない。

宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

奥山委員からの、1年後に何らかのことを明確にして、前に進めるような方策をこちらとして出すということが不可欠であると考えます。

その上で2つ申し上げたいのですが、1つは、スーパーバイザー。最初の議論に戻りますけれども、今、子どもと家庭、特に児童相談所、市町村でスーパービジョンができていない。管理的なスーパービジョンですね。管理というのは縛るということではなくて、見落としがない、権利がちゃんと損なわれないように、危機的な対応について、それをちゃんとすべきときにはするという判断をする。こういったスーパーバイザーという人たちの、実力がある人をちゃんと認定するという資格は急ぐべきです。今日は、基礎資格の話でずっと来ていましたけれども、スケジュール感で一番急ぐべきことはそこにあるだろうと思います。

それは、5年とか10年ではなくて、児童相談所にその要件を満たす人が配置できるような目標を、時間的にそんなに先延ばししないで実力を上げていく方策を提言すべきだと思います。今日はそこが議論に入っていなかったもので、どういうやり方があるのかというのはまた議論しないとないと思います。

もう一つは、今日の議論の中では、ソーシャルワークの既存の国家資格をベースにすること、全部を振り返って、自分はそう思っております。ただ、社会福祉士だけでは、子ども家庭福祉の教育内容や訓練内容に不足があるということは、みんなが共通した認識だと思いますので、去年の段階の団体の案は出ていますけれども、これでは不十分だという意見があって、私もそう思いますので、これについても上乘せする部分であるとするれば、こういうものが必要だという議論を詰めていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

津崎委員。

○津崎委員 資格の在り方をめぐって、いろいろな意見が出ていて、まとまりがつきにくいような印象を持ちましたけれども、基本的には、全国の自治体がそういう職員を児童福祉司として、どのように実際採用するのか、あるいはそれが可能なのか。一定の年数がたちますと異動も考えないといけない。そうすると、異動のときの職場確保はどうなっていくのか。そういういろいろなことを考えますと、最初の入口の共通のベースのところは、幅広い形でないと、そこを絞り込んでしまうと、自治体の採用がうまくいかなくなる可能性があるのではないかと。

一方で、これだけ虐待の件数が増え続けて、あるいはそこで援助がうまくいかないという現状を見たら、少なくとも、いわゆる権限が集中的に与えられている児童相談所で、その権限を有効活用し、あるいは裁判所等ともうまく対応しながら、そういうケースに何とか対応できる人材を置いておかないと、全体的に誰もその対処ができへんという事態になってくると立つ瀬がないといえますか、そういう状況もあります。そういう意味では、スーパーバイザーの早急な格付といえますか、条件づけ、あるいは任用の仕方とか。

これは、基本的に私個人として感じていますのは、大学で習うのは全部寄り添い型のソーシャルワークです。でも、児童相談所に期待されるのは、権限が集中的に与えられて、その権限を使って有効にいろいろなケース、我々に対しても、場合によっては反旗を翻すとか、呼び出しても来ないとか、そういうケースを見相はできませんよというわけにはいなくて、何とかしないとイケない。その技術がどうもうまくいっていないとか、持っていない。一言で言うと、介入的ソーシャルワークみたいなノウハウが持っていない。この介入的ソーシャルワークは、大学で教えていないのです。そうすると、実務の中でそういう実践を一方でしながら、いろいろな複雑なケース。

これは、理念だけ習ったってできません。自分が実際、家裁に上げて、家裁と具体的にやり合いをしたり、保護者のいろいろなものに対しての権限があって初めてできますから、そうすると、スーパーバイザーの任用要件には実践経験とか。地方でそういうケースが余りないということであれば、都市部の多いところに行って実務経験をさせてもらう。

私が見相の所長をしていましたときは、全国から一月単位ぐらい来てもらって、家裁へ上げるケースを研究して、実際やってもらった。そうすると初めて、地方へ帰って同じようなやり方ができたということがありますので、SVの場合はかなり特殊な条件になっているので、その条件の与え方、あるいはそれが少なくとも各見相に何人かいるというものは早急に作らないと、今の体制は維持できないと思います。

○山縣座長 後段の話は、また次回以降にさせていただくとして、前段のことで言うと、津崎委員は、任用要件は余り絞り込まないほうがいいということですね。ありがとうございます。

栗原委員。

○栗原委員 簡単に2点、お願いしたいと思います。

1点は、養成について、ソーシャルワークの教育の学校連盟が、こうやって提案はあるのですけれども、実際どうなのかというあたりは、何らかの形で連盟のほうに意向を聞いていただくのがよろしいのかなと考えます。

あと、見相のソーシャルワークを担当する者の資質向上の間、スーパーバイザーについては御発言がありましたけれども、所長も何とかしようというのもおかしいですけれども、所長は1人しかいないのですけれども、経験がなくて来てしまったような方もまだいらっしゃる。児童福祉司、スーパーバイザーの経験者が所長になるという形が一番好ましいかもしれませんが、所長の立場になると、目の前の個別のケースの話だけではなくりますので、所長さんたち、特に新しい所長さんを支えてあげる手だても必要なのかなと考えます。これは、次の議論ですね。分かりました。

以上です。

○山縣座長 では。

○奥山委員 スーパーバイザーに関する議論ですけれども、鶏一卵の話だなと思って聞いていたのです。スーパーバイザー研修をちょっとやらせていただいているのは、基礎

ができていない方が意外に多いのです。だから、基礎のところできちんとしたものがあ
る人が児童福祉司になってスーパーバイザーにならないと、スーパーバイズできない。ソー
シャルワークができていない人にスーパーバイズの仕方だけ教えても、なかなかできない
のです。研修をやっていると物すごく落差があって、すごくできる福祉司さんと、全くで
きない福祉司さんがいて、それが同等にスーパーバイザー研修を受けているわけです。

そうすると、基礎ができていない人に、スーパーバイザーの方々にどう教えたらいいで
すよみたいなことをやっても、これがなかなか難しい。今日、増沢先生、おられないです
けれども、増沢先生の嘆きもそこだった部分があって、基礎的なソーシャルワークがきち
んとした人がスーパーバイザーにならないければ駄目だと思います。

そのこの入口の基礎資格が必要ということが重要なのですが、さっき津崎先生がおっしゃ
ったように、きちんとしたソーシャルワークができるように、どんなケースを、どのぐら
いきちんと経験してきましたかというところも、どんなふうにやってきましたというのを
レポートとか、そういうのを積み重ねた中でスーパーバイザーになれるようにしていかな
いと、もともとのソーシャルワークができていない人が、5年いました、はい、スーパー
バイザーですというのは無理だなというのは、とても思います。

ですから、私が言いたいのは、福祉司の底上げ、つまり、福祉司そのものの入口での底
上げが必要です。技術を上げて、さらにスーパーバイザーということをきちんとしてい
かないといけないのではないかと思います。

○山縣座長 時間が限られてきたので、あとお一方、お二方ぐらいで時間的には厳しいか
と思います。できましたら、スケジュールのところに絞って御意見いただけたらなと思
うのですけれどもね。

○奥山委員 スケジュールの話は、上が決まらないと難しいのではないですか。

○山縣座長 では、藤林委員。

○藤林委員 スケジュールのこと以外を言おうと思ったので、挙げていいのかなと思っ
たのですけれども、今の奥山先生の意見と先ほどの松本座長代理の意見に少しつけ加えて
意見を言おうと思うのですけれどもね。

先ほどの議論で、児童福祉司の任用については、業務独占よりも少し幅を持たせたほう
がいいのではないかという実務上の意見を言いましたけれども、スーパーバイザーにつ
いては、ほぼ業務独占のようなものであるべきではないか。そこに、先ほど奥山先生が、各
自治体に人材登用とか配置を完全に任せてしまっているのかという危惧を言われて、それ
から松本先生も冒頭にそう言われたわけですからね。

少なくともスーパーバイザーは、子ども家庭福祉ソーシャルワークの何らかの資格を持
って、それだけで十分と思いませんけれども、プラス、何らかの実務経験を担保するよ
うなものが必要じゃないかという仕組みを作っていくのはどうだろうか。そうすると、おの
ずとこの資格を持った人を、時間をかけて計画的に採用していくことになっていくのでは
ないかと思いました。

以上です。

○山縣座長 今の部分は、この資格と言われたので、あえてですけれども、任用されるときの幅は幾つかあってもいいけれども、スーパーバイザーになるときはこの資格、今、でき上がる可能性がある資格についてのみという。

○藤林委員 というイメージです。そこの書きぶりは、さっき例で言いました社会復帰調整官とか、必ずしも、イコール精神保健福祉士とは読めないけれども、私の理解が間違っておれば補足してほしいですけれども、そこの書きぶりはあるかもしれないけれども、基本的には児童家庭福祉資格ができるのであれば、そういったものは置くべきという言い方になるのではないかと思います。

○山縣座長 実務中にそれを取ればいいということですね。任用要件で入ってきた人たちは、その資格を取れば当然なれるという意味。

これで最後になると思いますけれどもね。はい。

○松本座長代理 私のイメージも、今、藤林さんがおっしゃったことと似ているだろうと思うのですけれども、スーパーバイザー、中核職員の条件をまず決めて、認定とかをどうするか。そういう人を育てるためにどういう人を採用する。資格と専門性の在り方を考えたときに、自治体あるいは関連の市区町村も含めてですけれども、人事なり職員の育成のルートみたいなことに、今のままではまずいですよという話をしていかないと変わらないのではないかと思います。そのときにスーパーバイザー。その要件を満たすためには、例えば入口のところでこういう人を採用しないとあかぬですよという話で、既存の資格みたいなものもどういうふうに関わるかということが出てくるのかなと思っています。

そうなってくると、任用した後、もう一つは異動の問題がありましたけれども、市町村の拠点と児童相談所なり、自治体の中の関連の分野というところが回れるような人事の在り方を考えないと。特に、小さい自治体はしんどいわけです。自分のところだけでそれがやれるかというところがあるので、そこを積極的に後押しするような制度枠組みみたいなものを、もう一つ、我々としては提言しなければあかぬのではないかと考えています。

その上で、大学ベースの教育の在り方について、こういうこと。それを実現するためには、こういうことが望まれるという物の言い方はできるし、それはしなきゃあかぬと思うのですけれども、こちらで決めていくとなかなかならないというのが現状認識。だから、子ども家庭福祉のいろいろな職場が10年後、どんなふうが増えていったらいいか。あるいは、特に地域ベースでちゃんとソーシャルワークができるという体制をどう作るかということが議論の焦点。社会福祉教育全体の在り方を議論し始めると、ちょっときついかなどというのが私の今の意見です。

そこでかなりきつい縛りをかけて、自治体なりの人事の在り方、あるいは採用の在り方そのものを少しずつ変えていけることができるのかどうかということが議論すべきことかなと、これは意見です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほぼ予定の時間になってきましたので、今日の議論はここまでにさせていただきたいと思えますけれども、次回以降ですが、後で事務局のほうから提案いただきますけれども、今日、栗原委員の意見もありましたが、養成校側の意見もちょっと聞いたらどうかとか、そういう声も出ていましたし、前回、増沢委員にイギリスの例をお話いただきましたけれども、その他も含めて、もう少し幅広く意見を聞く機会を設けたらどうか。どういうテーマにするかは、まだ具体的に考えていませんけれども、そういう形で、委員以外の人にも少しプレゼンテーションいただいて、それを含めて議論するという形にさせていただいたらどうかと今、思ったのですが、よろしいでしょうか。どうぞ。

○藤林委員 養成校の方の意見を聞くと言われましたけれども、養成校の委員、いっぱいいらっしゃるわけなので、あえて養成校団体の意見を聞く必要はあるのですか。

○山縣座長 それも含めて。ただ、養成校の代表で来ていないものですから、その辺が非常に言いづらかったところで。今、例を言っただけで、それをしましょうと言ったわけではない。どこを呼ぶかについても、皆さん方から意見を聞きながら、団体に来ていただくか、どこの団体、もしくは個人に来ていただくかも含めて、外部の関係者の意見を少し聞いてみるという趣旨でございます。

○安部委員 調査研究が出る時期ですか。

○山縣座長 今年度の調査研究は、恐らく2月末ぐらいに厚労省にデータが行って、外にデータが出てくるのは連休明けぐらいですね。

○安部委員 それは、まだここでは公表できない。共有できない。

○山縣座長 年度内は難しいのではないかと。連休明けぐらいまでに。

○安部委員 これに関連することが幾つもある。

○山縣座長 それは、出た後で、冊子をいただくなり、紹介していただくなり、場合によっては、より関係が深いものは研究代表者等にきていただくことも含めて、外部の人というイメージ。

では、皆さんのほうからも御意見を聞きながら、事務局と一緒に実際にきていただける団体を検討していきたいと思えます。ありがとうございました。

では、今後の予定等につきまして、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○柴田虐待防止対策推進室長 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の日程につきましては、改めて御案内さしあげますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございました。

では、日程調整の協力をよろしく申し上げます。

では、これで終わらせていただきます。3時間の長い時間になりましたけれども、ありがとうございました。お疲れさまでした。